

第3回世羅町議会定例会会議録

令和3年9月6日

第1日目

世 羅 町 議 会

1. 議事日程

令和3年 第3回世羅町議会定例会 (第1号)

令和3年9月6日

午前9時00分開議

於：世羅町役場議場

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。(12名)

1番 高橋公時	2番 上羽場幸男
3番 上本剛	4番 矢山武
5番 向谷伸二	6番 田原賢司
7番 藤井照憲	8番 松尾陽子
9番 徳光義昭	10番 久保正道
11番 山田陸浩	12番 米重典子

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 会議録署名議員

5番 向谷伸二 6番 田原賢司

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(19名)

町長 奥田正和	副町長 金廣隆徳
会計課長 石ヶ坪洋史	総務課長 広山幸治
財政課長 矢崎克生	企画課長 道添毅
税務課長 藤井博美	町民課長 山口徹
子育て支援課長 和泉秀宣	健康保険課長 宮崎満香
福祉課長 釣井勇壮	産業振興課長 大原幸浩
商工観光課長 前川弘樹	建設課長 福本宏道
上下水道課長 升行真路	せらにし支所長 山崎誠
教育長 松浦ゆう子	学校教育課長補佐 鶴田敏治
社会教育課長 荻田静香	

6. 職務のため議場に参加した事務局の職氏名(3名)

事務局長 黒木康範	書記 追林威宏
囑託書記 貞光有子	

令和3年第3回定例会一般質問通告事項一覧

順番	質問者	質問事項
1	8番 松尾陽子	1 医療的ケア児に対する支援の取り組み 2 ヤングケアラーについて
2	6番 田原賢司	1 公共施設のあり方について 2 空き家問題と固定資産税について 3 デジタル化に向けて
3	10番 久保正道	1 デジタル化推進で町の取り組みの考えは
4	1番 高橋公時	1 DX（光ファイバ周知・SNSの推進）はいかに 2 失敗に終わったペイペイ支援、有効打となる支援策を
5	4番 矢山 武	1 長雨被害の状況と復旧の見通しは 2 コロナの拡大が続く中での、感染防止対策と補償は 3 米価値下がりへの対応と、鳥獣被害の対策は
6	5番 向谷伸二	1 転入数増加のための移住・定住対策は

(起立・礼・着席)

○議長（米重典子） 現在、新型コロナウイルスの感染症拡大防止の取り組みを行っております。世羅町議会においても感染予防のため、検温、議場でのマスクの着用をしております。発言時にもマスクの着用をお願いします。議場の常時換気を行うとともに換気のための5分間の休憩をとります。また、座席間の距離を確保できないため、座席間に仕切り板を設置しておりますので、ご了承ください。

また、10月31日まで庁舎内クールビスの実施により、軽装による勤務を行っています。

議場内においてもそれを適用いたします。皆様のご理解をお願いいたします。

開会に先立ち、町長の挨拶があります。

○町長（奥田正和） 議長。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） おはようございます。令和3年第3回定例会の開催にあたりひと言ご挨拶を申し上げます。

9月に入り秋雨前線の影響か、また長い梅雨の名残か、稲刈りシーズンに入っても不順な天候が続いています。これからは台風の発生も危惧され、新型コロナウイルスとの闘いと合わせ、危機管理が必要でございます。

この夏の長雨による災害も各地域で発生しており、順次復旧に努めているところでございます。新型コロナワクチン接種の状況でございますが、8月末時点ですでに接種された方を含め、予約いただいた方の合計は9950人程度ございまして、世羅郡医師会のご協力のもと、随時接種いただいております。

一方で8月から今日まで感染者の確認が保健所を通じ発表されています。感染拡大させないためにも緊急事態宣言下の現在は人流の抑制、体調不良で心配な方はPCR検査による早期発見や感染予防にご協力をよろしくお願い申し上げます。

町民の皆様、事業者の方々への支援策等はこれまでも商工会や観光協会、国や県の施策と合わせた支援の拡大助成等行っておりますが、更に困窮されている皆様へ効力のある支援が届けられるよう努力してまいります。早くこれまで

の日常が戻ることを願いつつ、コロナ禍でも町の発展に寄与する施策展開のため、本年度予算執行と合わせさまざまに取り組んでまいります。

今定例会におきましては、報告、承認、諮問、同意案件並びに令和2年度決算認定をはじめとする、多くの議案を提出させていただいております。何卒慎重審議の上、ご可決いただきますよう祈念申し上げ、開会にあたってのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（米重典子） 町長の挨拶を終わります。

ただいまの出席議員は 12 名であります。

定足数に達していますので、これより 令和3年第3回世羅町議会定例会を開会します。

ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先だち、諸般の報告をいたします。

町長から、「政務報告」について提出されています。お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

教育長から、「教育行政報告」について提出されています。お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

7月5日から6日、及び7月12日から14日に開催の「令和3年度市町村議会議員研修」に、

7月20日から21日に開催の「令和3年度第2回市町村議会議員特別セミナー」に、お手元に配付のとおり、それぞれ議員派遣しましたので報告しておきます。

本定例会に出席を求めた説明員は、お手元に配付しました報告書のとおりであります。

本日までに受理した陳情書は、会議規則第92条の規定により、お手元に配付しています「請願陳情文書表」のとおり、所管の常任委員会へ付託しましたので、ご了承願います。

次に監査委員から、令和3年5月分、6月分、7月分に関する「例月出納検査結果の報告書」及び令和3年6月実施の「定例監査の結果報告」が提出されています。写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

以上で、「諸般の報告」を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、5番 向谷伸二議員 6番 田原賢司議員 を指名いたします。

日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から9月22日までの「17日間」にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声]

ご異議なしと認めます。

したがって、会期は、「17日間」と決定しました。

日程第3 一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

まず 医療的ケア児に対する支援の取り組み 8番 松尾陽子議員。

○8番（松尾陽子）（挙手）

○議長（米重典子） 8番 松尾陽子議員。

○8番（松尾陽子） おはようございます。昨日、パラリンピックが閉幕いたしました。開会の賛否はさまざまな意見がありましたが、多くの人に勇気と感動を与えてくれたのではないかと思います。失ったものを数えるな、残されたものを最大限に生かせ。パラリンピックは無数の可能性を教えてくださいました。

豪雨災害、コロナ感染症などさまざまな課題がありますが、すべての人が輝ける社会の実現を目指して努力していきたいと思えます。

では議長より発言の許可をいただきましたので、通告書にのっとり質問をさせていただきます。

日常的に人工呼吸器などの医療機器を装着したり、気管切開や痰の吸引、胃ろうや導尿など、医療的なケアを受けながら生活を送る医療的ケア児とその家

族を支援する「医療的ケア児支援法」が本年6月11日に成立し、9月から施行となりました。

医療的ケア児は、2016年に成立した改正児童福祉法で初めて法律上に規定されました。

医療的ケア児は近年、増加傾向にあります。従来は救命が難しかった子どもも、医学の進歩により、救えるようになったことが背景にあります。厚生労働省の推計では、19歳以下の医療的ケア児は、2019年に2万人を超え、過去10年でほぼ2倍に増えています。

「医療的ケア児支援法」の成立により世羅町としてどう取り組まれていくのか4点にわたってお伺いいたします。

はじめに「医療的ケア児支援法」では、居住地に関係なく、等しく適切な支援をすることをこれまでの「努力義務」から「責務」として明記され、保育施設や学校に保護者の付き添いがなくても適切な支援を行えるよう、子どものケアを担う看護師らの配置を求めています。

これまで、医療的ケア児を保育所やデイサービスなどに預ける場合、看護師などの手厚い体制が必要なために断られたり、小中学校などで保護者の付き添いを求められるケースがありました。このため、通園や通学を断念する家族や、仕事を辞める保護者もいました。

世羅町においては、どうなっているのでしょうか、現状をお伺いいたします。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） 松尾議員の医療的ケア児に対する支援の取り組みのご質問に対しまして、私のほうからは「世羅町での現状について」のご質問のうち、保育施設の利用等についてお答えをさせていただきます。

最初に町立保育所及び私立認定こども園の利用状況のご質問につきまして、現在医療的ケアを必要とされる児童の保育施設の利用はない状況でございます。

次に就労等に関する保護者の負担等についてのご質問でございますが、就労支援のための保育施設におきましては、保護者の就労等への負担や影響が生じ

ることのないよう、児童の利用に際しましては、その状態に適した施設整備や備品の準備はもとより、看護師及び加配保育士を配置するなど、保育環境の整備等の対応が必要であると認識しております。

今後もこれまで同様に、児童及びその家族に対する必要な支援が行われるよう、しっかりと寄り添いながら取り組んでまいり所存でございます。以上でございます。

○教育長（松浦ゆう子） 議長。

○議長（米重典子） 教育長。

○教育長（松浦ゆう子） 医療的ケア児に対する支援の取り組みのご質問に關しまして、1点目の「世羅町での現状について」、このご質問のうち、私からは学校施設の利用等についてお答えを申し上げます。

まず、医療的ケア児の町立小中学校での利用状況のご質問につきまして、先ほどの町長の答弁同様、現在、利用はございません。

また、就労等に関する保護者の負担等についてのご質問でございますが、現在、議員ご指摘のような状況はないと、このように把握をいたしているところでございます。

なお、医療的ケア児に限らず、就学先の決定に際しましては、保育所・認定こども園や関係課と連携いたしまして状況を十分に把握いたし、保護者の希望と保育所・認定こども園等の意見を基に世羅町特別支援教育指導委員会で審議をいたし、最終的には保護者の同意を得て、一人一人の児童の成長にとって最適な就学先を決定しているところでございます。以上でございます。

○8番（松尾陽子） （挙手）

○議長（米重典子） 8番 松尾陽子議員。

○8番（松尾陽子） 現在、小学校、保育所どちらとも医療的ケア児の在籍はないというお答えでありましたけれども、昨年、2020年の広報せらに医療的ケア児の記事が載っていたかと思うんですけれども、甲山めぐみ幼稚園に通園する年長児さんのことが書かれておりました。昨年12月の発行でありましたので、現在たぶん1年生になっておられるかと思うんですが、この年長児さんだった彼が町内の小学校には進学をされておられないということでしょうか、それともどこかに転出をされたということなんでしょうか。

○教育長（松浦ゆう子） 議長。

○議長（米重典子） 教育長。

○教育長（松浦ゆう子） 個々の案件でございますので、詳細の部分のところは控えさせていただきたいというふうに思いますが、現在、本町内の小学校に就学はございません。ただしこれは特別支援学校との連携のもとに教育を保障し、そして推進をしているところでございます。

○8番（松尾陽子） （挙手）

○議長（米重典子） 8番 松尾陽子議員。

○8番（松尾陽子） 承知いたしました。広報せらのめぐみ幼稚園の園長先生がコメントを出されている中に、周りの子ども達もその子どもさんとの関わりの中で、いたわりであるとか、思いやりの心が育っているように思いますというふうにありました。私の子どもの同級生も不慮の事故で医療的ケアが必要となった事例がありました。彼女がいたおかげでというか、思いやりの心とか、そういう優しい気持ちというのが彼女がいてくれたことで育っていったように感じております。その同級生の中には音楽療法の仕事についての方もいらっしゃいますし、看護師の道を選んだ方もいらっしゃいますし、また介護士の道を進んでいった方もいらっしゃいます。そういった意味で一緒に、共に成長するという意味でも、医療的ケア児を除外するのではなく、共に同じ小学校でできることであれば育っていったいただきたいというのが私の思いであります。

では、そういうことで次の質問に移らせていただきます。

「医療的ケア児支援法」では家族からの相談に応じる「支援センター」を都道府県に設置することも盛り込まれております。

世羅町における相談体制はどういうふうになっているのかお伺いをいたします。

○福祉課長（釣井勇壮） 議長。

○議長（米重典子） 福祉課長。

○福祉課長（釣井勇壮） それでは2点目の世羅町における相談体制のご質問についてお答えいたします。

医療的ケア児の担当しております福祉課の障害者支援係のほうで担当しておりますが、医療的ケア児等が抱える課題は多分野にわたり、また必要なサービス

も多岐にわたっているため、保健・医療・福祉・子育て・教育などの必要なサービスの総合的な調整が必要となってまいります。

本町では、出生後に訪問を行う母子保健との連携を密にし、医療的ケア児とそ
のご家族からの相談に対応できる体制としております。

訪問にあたっては、ご家族の負担にならないよう配慮しながら関係性を作る
よう心掛け、制度の説明や福祉サービスの申請などの情報提供を行い、個別の状
況やニーズに応じて必要とされる支援、またサービスなどの調整を行っている
ところでございます。以上です。

○8番（松尾陽子）（挙手）

○議長（米重典子）8番 松尾陽子議員。

○8番（松尾陽子）これは訪問により相談を受けるという形で今、進んでい
るということで、そういう理解でよろしいでしょうか。

○福祉課長（釣井勇壮）議長。

○議長（米重典子）福祉課長。

○福祉課長（釣井勇壮）訪問もひとつの方法でございます。現在はなかなか
コロナという状況もありましてご家庭のほうに訪問する機会が少し少なくはな
っております。それ以外にはできるだけお会いする形でですね、お話を聞くとい
う方法をとっております。以上でございます。

○8番（松尾陽子）（挙手）

○議長（米重典子）8番 松尾陽子議員。

○8番（松尾陽子）生まれたときから医療的ケアが必要になった場合には母
子保健との連携で把握ができるのかなというふうには思うんですが、私の同級
生の子どもさんのように、不慮の事故でそういう医療的ケアが必要になる場合
もあるかと思うんですが、そういった場合にはどういうふうに相談体制をとら
れることになるのでしょうか。

○福祉課長（釣井勇壮）議長。

○議長（米重典子）福祉課長。

○福祉課長（釣井勇壮）その場合も同様にですね、医療的ケアが必要になっ
た時点から相談員等が相談に応じるなどして、また関係課のほうと連携しなが
ら対応をしているということでございます。

○ 8 番（松尾陽子） （挙手）

○ 議長（米重典子） 8 番 松尾陽子議員。

○ 8 番（松尾陽子） 細かなそういう丁寧な相談体制をとっていただいて、医療的ケア児が安心してそういう生活を送れるように配慮していただきたいというふうに思います。

じゃあ、次の質問に移ります。

医療的ケア児に対する相談、支援には先ほど説明にもありましたように、多岐にわたる、多岐にわたるサービスを総合的に調整し、医療的ケア児とその家族に対しサービスを紹介するとともに、関係機関とその家族をつなぐ役割を担うコーディネーターというものが必要であります。世羅町にも 4 人の方のコーディネーターの資格を持った方がおられるというふうに聞いておりますが、この 4 人のコーディネーターの方がどのように活動をされているのでしょうか、お伺いをいたします。

○ 福祉課長（釣井勇壮） 議長。

○ 議長（米重典子） 福祉課長。

○ 福祉課長（釣井勇壮） それでは 3 点目の「医療的ケア児等コーディネーターの活動」についてお答えします。

本町では、令和 2 年度に広島県が実施した養成研修を受講した職員等 4 名。内訳は福祉課障害者支援係に 2 名、社会福祉法人みつば会相談事業所に 2 名を医療的ケア児等コーディネーターとして配置しております。

コーディネーターは、医療的ケア児の個々の特性に配慮しながら、連続した支援や適切な支援が受けられるよう情報提供するなど、地域で安心して暮らせるよう関係機関と医療的ケア児・者及びそのご家族のつなぎ役として活動しております。

具体的には、家庭訪問を行う中で家族の思いを聞き、関係機関につなげることや、保育所等への入所や就学に向けた協議の場に参加し、病院や児童発達支援事業所などとの連携を行ってまいります。また、その後もライフステージに応じて、本人とその家族の地域生活を充実するための働きかけを行っております。

○ 8 番（松尾陽子） （挙手）

○議長（米重典子） 8番 松尾陽子議員。

○8番（松尾陽子） 福祉課に2名、それからみつば会に2名というふうに今、お答えをいただきました。福祉課とみつば会とでは仕事の役割分担というか、縦割りみたいなものがあるんでしょうか。もしそれがあるとするならばどういうふうに振り分けておられるのか、お伺いをいたします。

○福祉課長（釣井勇壮） 議長。

○議長（米重典子） 福祉課長。

○福祉課長（釣井勇壮） 配置をしておりますコーディネーター4名については先ほどの答弁でもお話ししましたとおり、広島県が昨年度実施した養成研修を受講したということで、広島県のほうで受講修了証を持って配置という基準になっております。今現在、先ほどのご質問にありましたとおり、役割分担等は行っておりません。必要に応じて相談に来られた方の第一窓口としてそれぞれ4名を配置しております。

○8番（松尾陽子） （挙手）

○議長（米重典子） 8番 松尾陽子議員。

○8番（松尾陽子） ですから、みつば会に相談に来られたらみつば会で、福祉課のほうに相談に来られたら福祉課で対応するという考えでよろしいですか。

○福祉課長（釣井勇壮） 議長。

○議長（米重典子） 福祉課長。

○福祉課長（釣井勇壮） それぞれで対応するというのではなくて、それぞれの相談窓口で来られた方の状況を全体で、町としても把握しながらですね、連携して行ってまいります。まだこの制度が発足して間もないということもありまして、現在のところみつば会相談事業所のほうでの直接の相談は受けておられないということを聞いております。

○8番（松尾陽子） （挙手）

○議長（米重典子） 8番 松尾陽子議員。

○8番（松尾陽子） みつば会では相談を受けておられないということがありましたけれども、福祉課のほうでは相談を受けられたことがございますか。

○福祉課長（釣井勇壮） 議長。

○議長（米重典子） 福祉課長。

○福祉課長（釣井勇壮） 福祉課のほうではこの制度ができる前から引き続いて相談を受けて対応をしております方はいらっしゃいます。新規でのこの制度後の相談というのは現在のところありません。

○8番（松尾陽子） （挙手）

○議長（米重典子） 8番 松尾陽子議員。

○8番（松尾陽子） はい、わかりました。要は、前からそういう体制で相談体制をとられていると、コーディネーターが存在する前からそういう形で体制を組んでくださっているということによろしいですね。

ではその次の問いに移ります。

名古屋市では医療的ケア児の支援サイトを4月から開設されているというお話しを伺うことができました。医療的ケア児の支援サイトを4月に開設をされた名古屋市では、支援サイトの中にサポート一覧というページを作られていて、経済的な、障害児や障害者向けの手当や給付金、2点目に障害福祉、これは放課後デイサービスなんかのサービスですね。それと子育て、産前産後のヘルプ、4番目に小児がんなどの長期の療養を必要とする児童に対する自立支援のサポート、それから5番目に学校における看護介助員、その派遣に対するものというふうに、サイトの中に細かく分類をされて、役に立つ制度が分野的にまとめられていて、各制度があるんだけど、いろんなところに分散しているためになかなかそこへたどり着けないということがあったので、そのために一覧として一括でいろんな課をまたいで制度を知ることができるようにするというねらいでそういうものが作られたというふうにあります。

また事業所の一覧というページもあって、そこには訪問診療でありますとか、短期入所など、そういったニーズに合わせた事業所の連絡先、また対応可能な措置を検索できる、「こんなときどうするの」というようなページも作られているというふうにあります。ここの「こんなときどうするの」というページには先輩のママさん達の体験談、具体的な「こういうときにはこういうふうに対応しますよ」というようなことが書かれていて、出産直後の悩みからまた子どもさんが成長に伴ったいろんな器具の買い替え方とか、そういう具体的なことが載せられていて、非常に重宝がられているという、そういう具体的

な情報が得られるという、そういうサイトを立ち上げられているというのとお聞きいたしました。

世羅町でも行政のデジタル化に伴って、医療的ケア児の支援サイトを開設されるというお考えはありませんか。見解をお伺いいたします。

○福祉課長（釣井勇壮） 議長。

○議長（米重典子） 福祉課長。

○福祉課長（釣井勇壮） それでは4点目の「医療的ケア児支援サイトの開設」についてお答えいたします。

経済・福祉・子育て・保健等のさまざまなサポートの情報や福祉サービスの申請の流れ、医療的ケア児やそのご家族の思いなどを掲載した支援サイトは、いつでも情報を得ることができ、ご家族などの思いの共有もできることから、必要であると認識しております。

なお、医療的ケア児の支援につきましては、先ほどの答弁でも申し上げたとおり、個別のサポートをしているところでございます。そういった必要とされる方には個別サポートのほうで対応はしているところでございますが、今後、町のホームページなどを活用した情報提供は必要と考えますので、町のホームページの中で必要な情報を行ってまいりたいと考えております。

○8番（松尾陽子）（挙手）

○議長（米重典子） 8番 松尾陽子議員。

○8番（松尾陽子） 是非ともこのサイトを立ち上げていただいてですね、情報提供をしていただくことで、より早くいろんな制度を知ることができ、対応、支援の輪を広げていくことができるのではないかと考えますので、是非早期のサイトの立ち上げをお願いしたいというふうに思います。以上で質問を終わります。

○福祉課長（釣井勇壮） 議長。

○議長（米重典子） 福祉課長。

○福祉課長（釣井勇壮） 町のホームページもリニューアルをしましたので、医療的ケア児だけでなく、福祉面の情報提供のほうも併せて行ってまいりたいと考えます。

○議長（米重典子） 次に ヤングケアラーについて 8番 松尾陽子議員。

○8番（松尾陽子） はい。

○議長（米重典子） 8番 松尾陽子議員。

○8番（松尾陽子） ヤングケアラーについてご質問をさせていただきます。このヤングケアラーについては、近頃いろいろなところで取り上げられています。

ヤングケアラーとは、きちんとした定義はありませんが、本来、大人が担うと想定されている障害や病気のある親や祖父母、年下のきょうだいなどの介護や世話をしている18歳未満の子どもの総称です。ケアが「お手伝いの範囲であれば問題はないのですが、負担が大きいあまり、学校に行けなくなったり、友人関係に行き詰まったり、就職機会を失うなど深刻な問題に発展するケースが指摘をされております。

ヤングケアラーの実態の把握や支援など、世羅町としての取り組みについてお考えをお伺いいたします。

まず最初に2020年12月から2021年1月にかけて、国は初めて調査を行いました。公立の中学校1000校と全日制の高校350校を抽出して2年生にインターネットでアンケートが実施をされ、1万3000人から回答を得ました。

4月に公表された調査結果によると、世話をする家族がいると答えた割合は、中学生は17人に1人、高校生は24人に1人で、クラスに1人～2人いるという計算になります。1日の世話に費やす時間の平均は、中学生で4時間、高校生は、3.8時間でした。長いものでは中学生で7時間という、そういう答えもあったそうです。同世代は、部活や遊び、進学といった普通の生活を過ごしている中、ヤングケアラーは、子どもらしい時間を味わうのが難しい状況にあります。

早く見つけて、支援につなげることが重要と考えます。政府が示した支援策にも、自治体ごとに地域の実情を把握し、推進するとあります。世羅町でも、現状の把握が必要ではないでしょうか。見解をお伺いいたします。

○教育長（松浦ゆう子） 議長。

○議長（米重典子） 教育長。

○教育長（松浦ゆう子） それでは松尾議員のご質問にお答えをいたします。

ヤングケアラーについてのご質問の1点目でございますが、「世羅町でも、現状の把握が必要ではないか」、このようなご質問でございました。

議員ご指摘の通り、ヤングケアラーの現状を把握することは、たいへん重要であると、このように考えております。

しかしながら、家庭内での非常にデリケートな問題であること、また本人や家族がヤングケアラーであるということを自覚しにくいなどといった理由から、実態把握の難しさがあります。

学校におきましては、児童・生徒の言動の変化を注視し、必要な教育相談を行ったり、スクールカウンセラーを活用したりするなどして、現状把握に努めております。

今後も、議員がご指摘の国の調査結果が示す通り、一定数のヤングケアラーがいるということを認識することがまず肝要であるかというふうに思っております。その上で関係を築き、子ども達との関係をしっかり築き、相談しやすい環境づくりを進め、スクールカウンセラー等や関係機関と連携をしながら、ヤングケアラーの早期発見と適切な支援につなげられるように、実態把握に努めてまいります。

○8番（松尾陽子）（挙手）

○議長（米重典子） 8番 松尾陽子議員。

○8番（松尾陽子） なかなか見えてこないというのがこのヤングケアラーの一番の課題だというふうに思いますけれども、本当に些細なSOSというか、サインを見逃すことなく、それを支援につなげていただきたいというふうに考えますけれども、国は新たにまた小学生、大学生についても同じような調査をするというふうに決定したというふうにお聞きをしております。またそれも全国抽出した形での調査になるかと思えますけれども、ほんとにこういった悲惨な状況が起こらないように、またほんとに子どもらしく成長していけるように、しっかりと注視しながら、実態把握に努めていただきたいというふうに考えます。

次の質問に移ります。

国のプロジェクトチームがまとめた支援には、福祉、介護、医療、教育などの関係機関や、専門職らがヤングケアラーについて理解を深めるとともに、各機関が連携した支援体制の検討が盛り込まれました。

関係機関が連携し、問題意識を共有するという事は、重要な一歩であるというふうに考えます。調査の中で、ヤングケアラーということばを聞いたことがないと答えた子は、全体の80%超にのぼり、本人も、自分がヤングケアラーであるという認識がありません。

ヤングケアラーについて周知を図ることは、ヤングケアラーの発見にもつながっていくというふうに思います。周知を図る上で、注意しなければいけないのは、ヤングケアラーであるという事は決して悪いことではない、悪いことだっというふうに受け止められないようにするということが最重要であるというふうに考えます。

このことを踏まえた上で、世羅町ではどう周知を図っていくのか見解をお伺いいたします。

○町長（奥田正和） 議長。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） それでは松尾議員の2問目、ヤングケアラーについてのご質問、世羅町ではどう周知を図っていくのかについてお答えをさせていただきます。

このヤングケアラーの問題につきましては、幼い頃から家事や家族の介護・世話をしている子どもにとって、それをすることが当たり前の生活となり、誰にも相談できずにいること。そして、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負うことで、成長や教育、進路に影響を及ぼすといった課題があることなどを知ることで、子ども達からのSOSの発信にいち早く気づき、相談・支援につなげることが重要であると考えております。

こうしたことから、関係機関が連携し、問題意識を共有すること。そして、ヤングケアラーの対象となります18歳未満の子ども達はもとより、より多くの方々にヤングケアラーに係る問題について認識していただくことは必要と考えております。

また、議員のご指摘のとおり、周知にあたっては、ヤングケアラーであること

は悪いことではない、悪いことだと受け止められないようにすることも重要となります。

そのうえで、現在、厚生労働省や文部科学省のホームページ等に掲載されているヤングケアラーについての情報を活用しながら、関係課・関係機関が連携をし、周知を図ってまいりたいと考えております。

○8番（松尾陽子）（挙手）

○議長（米重典子） 8番 松尾陽子議員。

○8番（松尾陽子） 本当にこの周知をどう図るかというのはなかなか難しい問題だというふうに思うんですけれども、たとえば学校でもヤングケアラーについて話しをしてみるとかいうこともその中には加えられてもよいのではないかというふうに個人的には思っております。より多くの方にこのヤングケアラーの問題を我が問題として捉えていただき、多くの方にヤングケアラーのことに関心を持っていただくことは最重要であるというふうに考えますので、そのところは周知をより多くの方に諮っていただきたいというふうに考えます。

では次の質問に移ります。

ヤングケアラーの60%以上が誰かに相談したことがないというふうに答えております。

国のプロジェクトチームがまとめた支援策の中には、SNSなどのオンラインを活用した相談体制を整備していくというふうにされております。全国どこにいても、悩みを共有できる、そういう環境づくりは非常に大事だというふうに考えますけれども、その上でスクールカウンセラー、ソーシャルワーカーの相談機能を強化するというふうにしております。

世羅町においては、スクールカウンセラー、ソーシャルワーカーの体制はどういうふうになっているのかお伺いいたします。

○学校教育課長補佐（鶴田敏治） 議長。

○議長（米重典子） 学校教育課長補佐。

○学校教育課長補佐（鶴田敏治） 3点目の「世羅町におけるスクールカウンセラー、ソーシャルワーカーの体制はどうなっているのか」についてお答えします。

まず、スクールカウンセラーにつきましては、各中学校に1名ずつ配置され、

それぞれの中学校区内の小学校を兼務しております。したがって、町内の全ての学校にスクールカウンセラーは配置されております。

次に、ソーシャルワーカーにつきましては、学校に配置されているスクールソーシャルワーカーについてお答えします。本町では、世羅中学校区に1名配置され、世羅中学校を拠点校として、世羅小学校にも勤務しており、児童、生徒からの相談を受ける体制としています。

○8番（松尾陽子）（挙手）

○議長（米重典子）8番 松尾陽子議員。

○8番（松尾陽子）このお答えでいきますと各中学校に1名ずつ配置されていると、スクールカウンセラーについてですね。ということは3名のスクールカウンセラーしかいらっしゃらないということになりますよね。だから小学校それぞれにいらっしゃるといことでなく、兼務してそういう形でスクールカウンセラーの方がいらっしゃると。これは曜日を分けてこの曜日はこの学校、この曜日はこの中学校というふうな形で体制をとられているのでしょうか。

○学校教育課長補佐（鶴田敏治）議長。

○議長（米重典子）学校教育課長補佐。

○学校教育課長補佐（鶴田敏治）それでは議員のご質問にお答えします。まずスクールカウンセラーにつきましては、町内には2名スクールカウンセラーがおります。1名の方はですね、小学校2校、中学校2校を受け持っていております。もう1名の方は、小学校2校、中学校1校の3校を兼務しております。その中で曜日を各学校と連携していただきながら、分けてですね、相談体制を整備しております。

○教育長（松浦ゆう子）議長。

○議長（米重典子）教育長。

○教育長（松浦ゆう子）少し補足をさせていただきます。先ほど2名と申しました。これは実質的には1中学校区へ1名、そして本町、中学校が3校ございますので、残りの2校の中学校区を1人のスクールカウンセラーが兼務をしていると、こういうことでございます。またこの勤務日程等々につきましては、保護者のほうでありますとか、教職員のほうでありますとか、子どものほうでありますとか、そこらのところからカウンセリングを受けたいというふう

な申し出があり、そのことによりまして日程調整をいたしまして対応すると、このようになっております。

○8番（松尾陽子）（挙手）

○議長（米重典子）8番 松尾陽子議員。

○8番（松尾陽子）各中学校に1名ずつではなくて、そういう2つにグループ分けして2名の方で対応されているということですね。

それですね、すべての相談がカウンセリングを受けたいという相談があがった時点で、対応を考えてこの日に受けましょうという形で、相談日を設けられるという形で対応されているんですね。これまでにケースとして、相談があがったことが、このヤングケアラーに関してだけではなくても、相談があったことがありますでしょうか。

○学校教育課長補佐（鶴田敏治）議長。

○議長（米重典子）学校教育課長補佐。

○学校教育課長補佐（鶴田敏治）それでは議員の質問にお答えいたします。相談はですね、もちろん児童生徒からもありますけども、教職員、保護者の相談等もございます。

内容としてはですね、発達障害とか、友人関係等ですね、相談があると聞いております。また中学校に関してはですね、新学年になったときに皆さん児童のほうからですね、児童生徒のほうから、いろいろと直接お話をして、そういったいろいろとお話を聞かせていただいておりますということ聞いております。

○8番（松尾陽子）（挙手）

○議長（米重典子）8番 松尾陽子議員。

○8番（松尾陽子）なかなかカウンセリングを受けるというのは敷居が高いと言いますか、大人でもなかなかカウンセリングに踏み切る勇気というのは結構いるもんだというふうに考えます。子ども達がカウンセリングを受けよう、スクールカウンセラーに相談しようということを考えた場合ですね、人間関係ができていないと、なかなかあの人に相談してみようというふうな形になっていかないのではないかなというふうに考えるわけですが、そういった取り組みというんですかね、子どもとの接点と言いますか、スクールカウンセラーの方のそういったつながりみたいなものはどういうふうに考えていらっしゃる

いますでしょうか。

○教育長（松浦ゆう子） 議長。

○議長（米重典子） 教育長。

○教育長（松浦ゆう子） 直接的にですね、常日頃からつながるといのは、なかなかたとえば勤務時間等々、あるいは学校での対応回数等々がやはり一定の基準がございますので、そういう環境の中でですね、直接子ども達と関係性づくりを作るというのはむずかしいところはあろうかと思えます。そのところを間を取り持つというのが教職員からの相談であり、そして保護者からの相談であり、そしてその中に必要に応じて子ども達が入っていくと、こういうところが一番多いかというふうに思えます。先ほど課長補佐が申しましたように、それはヤングケアラーということに特化するのではなくて、子ども達さまざまな問題、心を痛めるというところを抱えているところがございます。多岐にわたっての相談ということにご理解いただきたいというふうに思えます。

○8番（松尾陽子） （挙手）

○議長（米重典子） 8番 松尾陽子議員。

○8番（松尾陽子） この相談事業に対してですね、自治体への補助ということも考えて行っていくというふうにプロジェクトチームの対策の中で盛り込まれておりました。是非ともこの相談体制をしっかりと組んでいただいて、ヤングケアラーに対する支援の取り組みをね、充実させていただきたいというふうに念願をしまして私の質問は終わらせていただきます。

○教育長（松浦ゆう子） 議長。

○議長（米重典子） 教育長。

○教育長（松浦ゆう子） このヤングケアラーの問題につきましては、ほんとに最近クローズアップされてきたところであります。議員ご指摘のとおり、まず認識の部分、これは家族でありましたり、子どもたち自らでありましたり、と同時に学校の教職員も対象であるというふうに捉えているところあります。まず認識をするというところからはじめ、そして先ほどキーワードとして言ってくださいました決して恥ずかしいことでもなんでもないよ。より良い生き方を求めるための制度であると。こういうふうなですね、そういう思いを子ども達にも、家族の方にも持たせていきたいというふうに思えます。今日的な

課題でもあります。今後しっかりとその解決に向けて努めてまいります。

○議長（米重典子） 以上で8番 松尾陽子議員の一般質問を終わります。

ここでトイレ休憩といたします。再開は10時10分といたします。

休 憩 9時52分

再 開 10時10分

○議長（米重典子） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

次に 公共施設のあり方について 6番 田原賢司議員。

○6番（田原賢司） 6番。

○議長（米重典子） 6番 田原賢司議員。

○6番（田原賢司） それでは議長より発言の許可を得ましたので通告に従い質問させていただきます。

私がこの質問を思い立ちましたのは、この春、公共施設等の個別施設計画、ホームページのほうで拝見しましてですね、若干疑問に思った点、特に教育委員会のほうで立てられております、学校やスポーツ施設、文化施設等の個別施設計画、利用状況や管理に関する費用等事細かく掲載されてですね、非常に有益であると思います。他の施設、若干載ってない所もありますので、今後策定されるのであろうかとは思いますが、それらのことについて質問させていただきます。

それでは通告につきまして、現在、公共施設の中で体育館・旧小学校校舎等の大型建築物は、1970年代後半から一気に整備が進められたため、今後、メンテナンス等の維持更新費用が増大すると思われまます。それらの維持更新には多額の費用が必要になることは必至で、現在の財政状況を考えれば、相当な負担となることが推測されます。しかしながら、社会資本ストックに関する安全性の確保は住民生活の利便性・安全性を守る観点から、行政の責任として着実に進めなければならないと考えます。

世羅町公共施設等総合管理計画で取り組みが進められていますが、その取り組みをお聞きすると同時に、施設の管理運営、保有する町の資産を経営の観点で、どのように進めるのか、公共施設の建築物のあり方について質問させてい

たきます。

1番として、一般的に鉄筋コンクリート造の建築物の耐用年数は、減価償却資産の基準であれば概ね50年、実用的には概ね60年から65年だと思えますが、個別施設計画でそれぞれ計画を立てられておりますが、各地区の体育館等については、屋根や外壁等の改修等もしておられず、建築時のままの状態のものが多数であります。雨漏りや外壁の塗装の剥離など散見されております。メンテナンスについては、ガルバリウム鋼板、防水シートの耐用年数はおおむね20年～30年だと思えますが、メンテナンスをすれば長寿命化が図れます。補修・改修等の計画についてお伺いします。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） 田原議員の公共施設のあり方についてのご質問お答えをさせていただきます。

本町では、今後、更なる人口減少や少子高齢化が予想されており、平成27年度に策定をいたしました公共施設等総合管理計画では、延床面積を25年で30%以上削減する数値目標を掲げ、公共施設の削減を推進してございます。

令和2年度には、国から計画策定の要請があった分野の施設について、個別施設計画を策定したところでございます。

1点目の「体育館等の補修・改修等の計画は」についてでございますが、議員ご指摘いただきますように、体育館、またさまざまな老朽施設等ございます。年数経過しておるといことで、指定管理施設等においても多くございます。雨漏りなどがこういった豪雨の中で発生している状況は確認して、そういった施設については、その都度、修繕を行わさせていただくようにしてございます。

長寿命化につきましては、屋根の改修等、長寿命化につながる大掛かりなメンテナンスを実施する場合には、多額の費用が発生することが想定され、現時点での施設の利用状況だけではなく、将来的な利用見込みや、他の代替施設の利用等も検討する中で、必要な施設につきましては、長寿命化に向けた改修を行いたいと考えておるところでございます。

○6番（田原賢司） はい。

○議長（米重典子） 6番 田原賢司議員。

○6番（田原賢司） 先ほどのご答弁からですね、他の施設、できうればですね、現在立てられております教育委員会のほうで立てられております利用客数とかですね、管理費用等明確にされた個別施設計画、国から求められてから作るのではなくてですね、他の今載せてない施設についても策定されればと思います。その思いはどうでしょうか。

○財政課長（矢崎克生） 議長。

○議長（米重典子） 財政課長。

○財政課長（矢崎克生） お答えいたします。この個別施設計画につきましては、令和2年度までに今、12の施設につきまして計画を立てております。こちらにつきましては、計画を策定することを要件にですね、国から国費、有利な財源等、施設の更新、改修なりのときに引っ張ってこれるというものでありますので、たちまち必要なものを先に計画を策定したということころでございます。まだ他の施設につきましてもですね、策定してないという部分もございしますが、こちらにつきましては、今後の状況も、国の状況等もみながらですね、必要となれば策定をしていきたいと考えております。

○6番（田原賢司） （挙手）

○議長（米重典子） 6番 田原賢司議員。

○6番（田原賢司） 是非、検討いただきたいと思います。

続いて2点目のほうへ移ります。

2点目は旧学校校舎・体育館等の大型の建築物は、先ほど費用が多額にかけるとあったんですが、足場等の仮設費がかかり改修・補修等に経費が増大しております。たとえば体育館についてはですね、中の照明を替えるにしても足場を組むのに、多額の費用がかかるような状況でございます。そういった財源の確保はどのようにお考えでしょうか。

○財政課長（矢崎克生） 議長。

○議長（米重典子） 財政課長。

○財政課長（矢崎克生） お答えいたします。2点目の「旧学校校舎・体育館等の大型建築物の改修・補修等の財源確保は」についてでございますが、改修や補修等を行う時点で、国県補助金や起債など、本町にとってその時点において有利な財源の活用を検討してまいります。

○6番（田原賢司）（挙手）

○議長（米重典子）6番 田原賢司議員。

○6番（田原賢司）是非過去、きめこまとかですね、その都度、その都度国の景気対策にのったような形で対応されてきたと思うんですが、屋根や外壁等につきましては同時期に竣工されており、同時に老朽化が進んでおりますので、その対応のほうもよろしくお願ひしたいと思います。

続いて3点目なんですが、3点目は老朽化する施設の維持、長寿命化を図る上で推進体制の強化については、業務を一元化し専門部署の新設等、どうお考えかお聞きします。

○財政課長（矢崎克生）議長。

○議長（米重典子）財政課長。

○財政課長（矢崎克生）3点目の「施設の維持、長寿命化を図る上で、業務を一元化し専門部署の新設は」についてでございますが、町全体の施設配置を踏まえた個別施設の計画につきましては、公有財産利活用検討委員会などにより、組織横断的に方針を一元的に決定しておるところでございます。また、各施設の修繕や改修の発注につきましては、施設の管理担当課で行っており、当面の間は現状にて取り組んでまいりたいと考えております。

○6番（田原賢司）（挙手）

○議長（米重典子）6番 田原賢司議員。

○6番（田原賢司）施設のそれぞれの管理する担当課での管理なんですが、異動等で変わってですね、個々の職員の施設管理に関するスキルの問題等もあると思います。より専門的な建築物についてはですね、知識も必要だと思います。さまざまな問題が起き、また施設の管理だけに携わるですね、それぞれ健康保険課とか福祉課とか、それぞれの部署でいうと色々な問題が昨今多数発生しております。そういったマンパワーをですね、そちらの本来ある方面に集中させる面も含めてですね、環境づくりが大切ではなからうかと思ひます。そうした面で施設の維持修繕、新築増築などについてはですね、ひとつの部署へ集約した体制づくりが重要と考えるんですが、いかがでしょうか。

○副町長（金廣隆徳）議長。

○議長（米重典子）副町長。

○副町長（金廣隆徳） 6番 田原議員からの質問にお答えをさせていただきます。現在のところですね、公有財産利活用検討委員会と、町内横断的に個々のこれからの方策について協議をし、方向性を検討しておるところでございます。ご指摘いただきますように、やはり個々の事象によってその設備、施設への改修にあたるスキル等が必要になると思っておりますし、それは重要なことであると認識もしているところでございます。

そういった大規模な修繕や、これからの方針づけにつきましては現在のところお示しを、答弁をしました公有財産利活用検討委員会でそれぞれの見地からさまざまに意見を出し合い、そしてどのような方向性がよろしいかというのを導き出しているところでもございます。修繕の内容や対応につきましては、多くの部署からの意見を集約し、見識を持って横断的に対応を導いているところでございますけれども、ご指摘をいただくようにそういったこれから多くの施設が一つの限界を迎えていく中で、大規模な、また大きなプロジェクト等ですね、必要とすることもあると思います。現在のところ当面多くの部署を連携をして取り組んでまいりますけれども、これからの状況に応じましては、ご指摘いただいたところを受け止めさせていただいて、その都度検討してまいりたいと考えております。

○6番（田原賢司） （挙手）

○議長（米重典子） 6番 田原賢司議員。

○6番（田原賢司） 是非、引き続き検討いただきながら、4点目のほうに移りたいと思います。

4点目は本庁舎の計画については、ロードマップで具体的な金額が示されております。公共施設の維持管理については、町民には、それぞれの施設が、どの程度利用されていて、維持するのにどれくらいの費用がかかっているか。また、これから、どのくらいの費用がかかるのかわかりません。そこで、各施設のサービスと負担についてご理解いただくためにも、一緒に考えていくためにも、各施設の維持管理にかかる費用の状況を公開することは有用であると思っております。個別施設計画に基づく、財政的負担のピークはいつでございますでしょうか。

○財政課長（矢崎克生） 議長。

○議長（米重典子） 財政課長。

○財政課長（矢崎克生） 4点目の「個別施設計画に基づく、財政的負担のピークはいつか」についてでございますが、個別施設計画の上位計画であります公共施設等総合管理計画では、人口減少に応じて施設の総量縮減を推進することとしております。

今後活用していく施設につきましては、長寿命化を含めた維持修繕を行ってまいります。一時的なピークが来ないように平準化した上で財政負担の軽減を図り、財政規模が縮小する中でも、行財政運営の持続可能性の確保に努めてまいります。

○6番（田原賢司） （挙手）

○議長（米重典子） 6番 田原賢司議員。

○6番（田原賢司） かなりの複数の施設がございますので、かなりその中で取捨選択するのはむずかしいことがあるとは思いますが、是非、検討いただきながら進めていただきたいと思います。私のほうから言いますと、建築高が高く、容積の大きい建物は外壁内装等について維持していく上で今後たいへんな負担となってまいるかと思っております。高齢化していく中で、教育委員会の施設の資料を見させてもらおうとですね、平屋の建物、自治センター等については委員会の調査なんかで利用が非常にあるのはわかったんですが、スポーツ施設等については高齢化の影響か低迷している状況だと思われまして。有効活用とは、経営資源の無駄なものを持たないというのが基本だと思います。持つべき経営資源を最大限に活用することで無理、ムラ、無駄をなくすということを大切にしていかなければなりません。また建物だけでなくですね、長年の課題がある土地や利用頻度が少ない施設がもしあるとすれば、在り方についてしっかり取組んでいただきたいと思います。古くなった建物の修繕費負担がたいへんな中、個別施設計画、先ほども申したんですが、教育委員会の施設については事細かに資料提示されてですね、非常にわかりやすくされておりました。是非そういった資料をですね、他の施設に広げていっていただいて、見える化を図っていただければと思います。そして、推進体制についてもですね、現状の兼任対応ではなくてですね、いくら優秀な職員もですね、兼任ではできる限界があると思います。今後、複雑化する社会に対応していく中でですね、

是非担当部署の体制づくりを考えていただければと思っこの質問を終わらせていただきます。

○財政課長（矢崎克生） 議長。

○議長（米重典子） 財政課長。

○財政課長（矢崎克生） お答えいたします。この12の今の個別施設計画につきまして、いつ修繕などをしていかなければいけないというようなロードマップとしては策定をしている状況です。施設の種類によりましては費用までは求めることが今の時点でできないというところもございまして、金額を載せてない部分もございます。財政課としましてはですね、こういった個別の計画に基づいて、いつの時期にどういった修繕、施設の修繕をしていかなければいけないかという目安とさせていただき、今後老朽化等によりまして、発生します大規模改修なり、それぞれの修繕につきまして、事業を平準化する中で、一時的な財政負担がピークにこないような、それで有利な財源により改修等行っていけるような状況を考える中で、こういった情報をですね、財政推計等に含めまして、今後の財政運営に役立てていきたいというふうに考えております。

また、施設の利用状況等につきましても、今後更に人口減少等も見込まれているところがございます。施設の集約等避けて通れないところはあるかもしれませんが、町民の皆様のご理解と、関係者の皆様のご理解など、協議の場でそれぞれのご理解求めまして、今後の施設の在り方につきまして町民全体で考えていければと考えております。

○副町長（金廣隆徳） 議長。

○議長（米重典子） 副町長。

○副町長（金廣隆徳） 続きまして私からお答えをさせていただきます。議員よりご指摘、またご質問いただいておりますように、1970年代の建築物を大規模改修を行ないながら現在も利活用してきたものもでございます。長寿命化につきましてもやはり限界がやってくるということもございます。特に建築当時から自然状況も変わってきておるところでありまして、施設への負荷も変わってきているところがございます。修繕を行うにしましても旧来の現状に修繕をするということではその対応が出来づらいことも想定をされるところでござい

す。都度最適なものを求めていくためにも、ご指摘いただいておりますところではございますが、まずは町内の相談、協議体制、スキルの共有から始めたいと思うところでもございますし、すぐさまマンパワーをなかなか割きにくいところではございますが、しっかりとした内部協議、詳しい見識を共有をしながらまずは進めてまいりたいと、そのように考えておるところでございます。

○議長（米重典子） 次に 空き家問題と固定資産税について 6番 田原賢司議員。

○6番（田原賢司） はい。

○議長（米重典子） 6番 田原賢司議員。

○6番（田原賢司） それでは2問目に移らさせていただきます。空き家問題と固定資産税。相続は近くて遠いような問題とある日突然降ってくる問題でもございますが、町内、近所見まわすと空き家が増えております。売買をするときに、改めて相続の問題が浮上します。売ろうとしたけれど、名義が祖父や曾祖父で、相続が発生してなかなか手続きが進まないなどの問題が発生しています。

地方から人が減り、地価の下落が続く中で費用対効果の面でも割に合わない。そうしたことで相続が進まない。人口減少と相続増加の時代にこのまま手をこまねいてはこの問題は慢性的に増えていきます。公共事業や災害復旧をはじめ、農林地の集約化、空き家対策、ため池対策、資源環境保全など、さまざまな土地利用の制約要因となると思います。

1点目、世羅町の空き家バンクへ登録しようとした方で、相続の問題があり断念された方は何件ございますでしょうか。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） 田原議員の2問目でございます。空き家問題と固定資産税についてのご質問についてお答えをさせていただきます。

議員ご指摘のとおり空き家につきましては世羅町にも数多くございます。このまま活用しないと、かなり使用不可能な状況になっていくやもしれません。そうすると、やはりそういった持ち主の方はもとより、近隣の方にもいろ

いろいろご迷惑がかかる点もたくさんございます。世羅町もそういった相談事もかなり増えてきている状況でございますし、議員今回ご指摘いただくような登録しようとした方で相続の問題があって断念される方もございます。8月30日の時点でご報告申し上げますと、令和2年度相談分のうち断念されたのが3件でございます。令和3年度相談分のうちは2件でございます。なお、空き家バンクへの登録意思はございますが、相続ができていない、建物登記がされていない等の理由で空き家バンクの登録を保留されている方、これにつきましては、令和2年度相談分では6件ございます。令和3年度相談分の中では1件がございます。そういった手続きがですね、進んでいくようにですね、さまざまな所でご相談いただければ、またいろんな各団体と連携を申し上げる中で活用に結びつくように努力をしていきたいと考えているところでございます。

○6番（田原賢司） （挙手）

○議長（米重典子） 6番 田原賢司議員。

○6番（田原賢司） 相続の問題からみますと、非常に私見な面があって、立ち入りにくい面もございます。ただ周辺部、中心部にいたしましてもですね、見渡したところ、その問題で放置され、空き家と化してですね、茅が立ってアライグマやハクビシンなどの害獣が巣をしているような状況でですね、近隣の畑に被害を及ぼしている状況等もございますので、そういう状況を打破する上でもですね、各自自治体から国に対してですね、そういった要請、要望等ですね、あらゆるチャンネルを使って挙げていければと思います。

2点目のほうに移らせていただきます。住居・宅地など固定資産税の賦課において、相続がなされていない件数は何件でしょうか。

○税務課長（藤井博美） 議長。

○議長（米重典子） 税務課長。

○税務課長（藤井博美） お答えいたします。2点目の「住居・宅地など固定資産税の賦課において、相続がなされていなく納税管理人での件数」についてお答えいたします。

固定資産税の納税義務者が亡くなられた場合、お亡くなりになられた年の翌年1月1日までに相続人が確定しない時には、法定相続人のうちから代表者を指定していただいております。固定資産課税台帳に登録されております代表相

続人又は納税管理人などは、免税点未満、物件のないものも含めまして全体で4,896件ございます。また、届出がないため地方税法の規定に基づき調査のうえ、法定相続人の中から1人を指定させていただいているものが104件ございます。

○6番（田原賢司）（挙手）

○議長（米重典子）6番 田原賢司議員。

○6番（田原賢司）免税点未満の話が出たんですが、所有されている土地の中でですね、免税点未満の方に対して通知は行われておりますでしょうか。

○税務課長（藤井博美）議長。

○議長（米重典子）税務課長。

○税務課長（藤井博美）お答えいたします。課税に関係があるものにつきましては通知を申し上げることがございますけれども、免税点以下のものにつきましては現在のところ通知は申し上げておりません。

○6番（田原賢司）（挙手）

○議長（米重典子）6番 田原賢司議員。

○6番（田原賢司）標準的な市町の回答ということで、この項目につきましては全国の自治体の調査の中でですね、ほとんどの自治体が免税点未満のところについては通知されていないという状況です。世羅町もその中のひとつであるということなんです、そういったことですね、土地の存在に相続人が気づかない恐れがたぶんにあると。土地の存在を知らない相続人が増加する恐れがたいへんあると思います。私も最近で言いますとため池の共有名義の中へですね、私の祖父の名前があったというのを、ため池ですので、課税には免税点以下ですので、ただ共有名義ですので手の付けようもないようなため池のような状態になっております。恐らく枝葉を広げれば100人以上の相続権者がいるだろうというような状況になるかと思えます。

課税台帳も所有者情報もそのまま更新されないままとなる可能性が高いと思われまます。特に資産価値の低い土地ほど所有者による管理放棄、権利放棄に加え、合理的な措置、これは行政のほうなんです、行政情報のほうからも抜け落ちていくと。こういった情報の放置化されていく土壌の中にはですね、やはり資産税の部門の強化が必要ではないかと思えます。そうしたところですね、現状世羅町のほうでは、賦課係という形で一元化なつとるわけなんです、や

やはり資産税についてはこれまでの諸々の問題を考えたときにですね、ちゃんとそういった専属の係り化がやはり長期的にみてもは有用ではないかと思うんですがその点いかがでしょうか。

○税務課長（藤井博美） 議長。

○議長（米重典子） 税務課長。

○税務課長（藤井博美） お答えします。資産税の係としてひとつ設けたほうがいいのではないかというご質問にお答えします。確かに家屋、償却、土地とございますけれども、それぞれたいへん深いものがございまして、長い担当者が次の人に伝えながらやっていける状況が一番望ましいとは思いますが、人員が少ない中で何とか賦課係の中で少しずつ共有しながらやっていっているのが現状でございます。

○副町長（金廣隆徳） 議長。

○議長（米重典子） 副町長。

○副町長（金廣隆徳） 先ほどの答弁に引き続き私から少し充足をさせていただければと思います。やはりご指摘いただきますように相続登記、これ速やかに行っていただくことが、すべてにおいて円滑に進んでいくというところをご指摘のとおりでございます。特にそういった場合に、免税点未満であるとか、固定資産税が賦課されてない部分が相続登記がなされなく、そのまま移行するというのも例示として今、ご指摘をいただいたところでございます。

やはり固定資産税の賦課につきましては、これは一つの基準によって賦課をしていき、また免税点も制約と言いますか、規定があるということではございますけれども、やはりご指摘いただいた要点としましては、相続登記を早く円滑にさせていただくことを促して、お願いしていくとともに、それを漏れなく相続登記をそれぞれに行っていただきたいというところが大きなところになってくると思います。

固定資産税の賦課は一定のスキルと言いますか、法則にのって行っていく部分でございますので、専門部署の有無というよりもですね、その相続登記を円滑に促していくということが一番重要だろうというふうに重ねて思うところでございます。相続の無料登記相談でありますとか、また相続登記については司法書士にお願いをされる方も多うございますので、司法書士会等々ですね、

関係機関と協議調整をしながら、免税点未満のもの、いわゆる固定資産税を払われている土地だけではなく、そのお亡くなりになられた人、相続をされる旧名義の方の土地がどれくらいあるかというのをしっかりと把握していただきながら、お互いにその業務、相続登記を円滑に進めていただくことですね、しっかり進めてまいりたいと思いますし、各種事業、地域での土地の不明確さを回避をする一助となればと、そのように考えているところでございます。

○6番（田原賢司）（挙手）

○議長（米重典子）6番 田原賢司議員。

○6番（田原賢司）是非そのように進めていただければと思います。

続いて3点目のほうに移ります。納税管理人の選定もなく、賦課不能となっている件数を伺います。

○税務課長（藤井博美）議長。

○議長（米重典子）税務課長。

○税務課長（藤井博美）3点目の「納税管理人の選定もなく、賦課不能となっている件数は」についてお答えいたします。

「納税管理人」とは、納税義務者が町外へ在住されていたり、ご高齢になられるなどの理由により納税手続きが困難になった場合など、固定資産税の納税にあたって不便のある納税義務者の代わりに、納税に関する一切の事項を処理する納税義務者の代理人でございます。法人の解散、相続人調査により相続権があることを知り相続放棄をされた方など相続人が不在等の理由により、やむを得ず賦課保留となっている件数は、現在35件でございます。

○6番（田原賢司）（挙手）

○議長（米重典子）6番 田原賢司議員。

○6番（田原賢司）税については相続放棄をされたからといって税が免除されるものではないと思いますが、そうしたなかで、相続の調査を実際する職員の負担、ご労苦かなりあるかと思えます。そうした相続でのですね、調査での弊害というのは実務上出ておられないでしょうか。

○税務課長（藤井博美）議長。

○議長（米重典子）税務課長。

○税務課長（藤井博美）お答えします。先ほどの答弁もさせていただいたんで

すけれども、相続人の届出が出ないときですね、届出をいただかない場合にこちらが通知を申し上げなければならないような状況になったときにですね、まずは世羅町の中で確認できます住民票、戸籍からだんだん辿っていくようになるんですけれども、確かにたいへんな事務作業がございます。なかなかの方々に通知を申し上げたらいいかというところを確定するまでにはたいへんな時間がかかっております。

○6番（田原賢司）（挙手）

○議長（米重典子）6番 田原賢司議員。

○6番（田原賢司）一定程度この相続、課税逃れということばはあんまり使いたくないんですが、相続調査をですね、専門に扱う任用職員等が必要ではないのかと思います。かく言う私も税務課におるときに、かなりそういった調査にですね、時間を要していたのを覚えておりますので、なかなか相続についてはですね、なかなか職員についてもなかなか他部署から来た場合に、また人材育成の上においても3年から5年で変わるような実情ではですね、そこらのスキルを養うのはむずかしいかと思います。そういった面でそういった職員の対応というのもですね、考えられてはどうかと思います。これは質問ではありませんので、私の思いというところで、4点目のほうに移らせていただきます。

今後、相続手続きの推進・啓発を図るべきと思うが、方策は。

○税務課長（藤井博美）議長。

○議長（米重典子）税務課長。

○税務課長（藤井博美）4点目の「今後、相続手続きの推進・啓発を図るべきと思うが、方策は」についてお答えします。

現在、納税義務者が亡くなられた後に手続きがされない場合は、相続人調査を行い、相続手続きについてのご案内の通知を送付させていただいております。

本年4月、相続登記を義務とする法案が成立いたしました。施行は3年以内の政令で定める日となっておりますが、相続人は一定期間内に相続登記をしなければならず、これに違反した場合は10万円以下の過料が課されることとなります。これにより、相続登記が進むものと考えておりますが、引き続き相続手続きの啓発や適正な賦課に努めてまいります。

○6番（田原賢司）（挙手）

○議長（米重典子） 6番 田原賢司議員。

○6番（田原賢司） 特に自治体で務めるところはできる範囲というところ、啓発、適正な賦課だろうと思います。多くの人にとって土地制度、登記手続きが非常に仕組みが煩雑ですね、学ぶ機会が限られております。相続未登記によってですね、権利関係の調整が困難になることや、その影響が地域の土地利用や災害復旧の遅延などにも波及することがあることからですね、平素から学ぶ機会を設けることが重要であると思います。ホームページやですね、広報等ですね、コラムを作ってください、無料の登記相談、やられているわけなんです、それ以外にもですね、ホームページなどでですね、お知らせいただければと思います。あと自治体などにですね、寄付の申出が多々あるかとも思います。これ、なかなか自治体のほうが受けるというのはむしろかしい観点があるかと思うんですが、今後ですね、そういった方の受け皿としてですね、地縁団体やNPOなどの民間組織でですね、土地の寄付受付の仕組みの創出や所有権放棄のときですね、受け皿作りとして可能性の議論をですね、していく必要があると思います。先送りをすれば、今後制度的不備によってですね、拡大していくばかりだと思しますので、是非その議論を始めていただきたいと思ってこの質問を終わります。

○税務課長（藤井博美） 議長。

○議長（米重典子） 税務課長。

○税務課長（藤井博美） お答えします。議員おっしゃいますとおり、相続登記がされないまま相続人、子どもさんにあたる代の方がお亡くなりになられますと、今度はその相続人が孫の代に、更にその次の代へと移っていき、代が下がるほど相続人が増えて誰に所有権があるか全くわからなくなってまいります。税務課といたしましては引き続き相続手続きの啓発や、適正な賦課に努めてまいります。

○議長（米重典子） 次に デジタル化に向けて 6番 田原賢司議員。

○6番（田原賢司） はい。

○議長（米重典子） 6番 田原賢司議員。

○6番（田原賢司） それではデジタル化に向けて。物事を進める上において

ですね、夢や思い、また欲があればなお一層実現に近づけるかと思えます。そのことで今後、オンライン化が進む中で、安全で安心な暮らしや豊かさを実感できるようにするため、今後、町は教育・福祉・健康・子育て・広報の分野において、こういったサービス提供が「できたらいいな」、「是非したい」という町長の夢・思いを伺います。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） それでは田原議員の3問目でございます。デジタル化に向けてのサービス提供。多々あるかと思えますが、私の夢と思いについてご質問いただきましたが、夢・思いで終わらせないようにですね、しっかり取り組むとい

うことが必要だと思っております。

全国的にオンライン化が進む中で行政がサービス向上に努めていくのは喫緊の課題でございます。活用にあたりましてはメリットとデメリットを把握し、提供者に対して仕組みを整えて行かねばならないと思っております。こういった初めての分野も多く、効率やリスクを考えるにはかなりの努力が伴うと考えております。現状におきましては各自治体の事例が我が町にマッチするかどうかはわかりませんが、積極的に未来に投資する事は必要と考えてございます。

お尋ねいただきました5分野のうち、まず教育についてでございます。国が進めておりますG I G Aスクール構想により1人ずつにタブレット端末を用意し授業に活かされていますが、教職員等のスキルアップはもちろんでございますが、児童生徒の安全は使い方の指導と家庭での学習にどう進めるかというのが課題でございます。世羅の文化歴史を瞬時に学習に取り入れたり、これまでスカイプで進めていたことが、すべての学校で世界や日本各地とつながれるようになれば良いなと考えているところでございます。

次に福祉・健康・子育てでございます。この3分野とも同様に、自宅に居ながら面談・指導ができるようになり、そのことによってヘルスチェックのデータ管理やいろいろなお知らせ機能も可能となると考えております。検診や施設入所等が窓口に行かなくても良くなるシステムが望まれていると思えます。

広報におきましては現在行っております、ケーブルテレビ、無線放送等ありま

すが、ラインでの発信を進めてきました。これについても拡充するなかで、紙媒体から脱却、また過去の情報も管理できることで、自らの必要なデータの活用、さまざまなアンケートの集計にも役立つと思われます。

これらにつきましては今、思いつくご指摘いただいた5点についてのみの項目についてお答えしましたけれども、ますますデジタル化というものは今後進んでいくと考えております。本来であるならば担当部署もいち早く設置したいとは思っておりますが、人間的にも限りがございます、外部人材登用も含めながら経費を考え前に進んでまいりたいと考えておるところでございます。

○6番（田原賢司）（挙手）

○議長（米重典子）6番 田原賢司議員。

○6番（田原賢司） 私がこの5分野に注目したのは、よりこの5分野については町民が一番実感を得られる分野かなというところで注目させていただきました。この分野の深堀については、後程同僚議員が質問されるかと思っておりますので、この先ほど申された目標を成し遂げるうえで、2点目に移るわけなんです、うえて、障壁となるものは何でございましょうか。お伺いします。

○企画課長（道添 毅）議長。

○議長（米重典子）企画課長。

○企画課長（道添 毅） それでは2点目の「目標を成し遂げるうえで障壁となるもの」についてのご質問にお答えします。

障壁となるものは、まずは人員であると、そのように捉えています。現在は、基盤整備に情報担当係の業務を最大投入しております。基盤整備が終了することを受けて、引き続き、その基盤を利活用できるシステムの導入や、サービスの構築を継続しなければならないとそのように考えています。

次に、人員に合わせて、システム導入における委託事業やアウトソーシングを適切に監理できるスキルの醸成が重要でございます。システムエンジニアをはじめとするメーカーとの交渉に臨み、適切な判断ができる知識と技能を備えなければならないと考えております。外部登用や、広島県からの人材派遣などを検討しつつ、庁内においてのスタッフ構築を検討してまいりたいと考えております。

○6番（田原賢司）（挙手）

○議長（米重典子） 6番 田原賢司議員。

○6番（田原賢司） この分野については国のほうにおいても人材の面では民間から登用されたりですね、苦慮されていることを報道等でみるわけなんです。まずは行政としてですね、身近なサービスとはこういったものが提供できたらいいのではないかとこのところに注力いただければと思います。

3点目の質問としてですね、近隣首長との連携や調整、特に三原市長、この分野については詳しいように伺っとるわけなんです、どのようにお考えなのか、お聞かせください。

○企画課長（道添 毅） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（道添 毅） それでは3点目「近隣首長との連携や調整」についてのご質問にお答えいたします。

近隣首長との連携や調整については、備後圏域連携協議会等、近隣首長が参加する協議会の中でさまざまな意見や情報の交換が行われておりますので、必要な連携や調整は可能と思っております。

特に、基幹システムを共有しております、先ほど議員のほうからもご指摘ございました三原市との連携や調整が必要となる可能性が高いと、そのように思われますので、市長・町長連携のもと担当部署におきましても、より緊密な連携を行ってまいりたいと考えております。

○6番（田原賢司） （挙手）

○議長（米重典子） 6番 田原賢司議員。

○6番（田原賢司） 三原市とはですね、行政情報すべての分野においてつながっております。是非ですね、回答のとおり綿密な連携をより一層深めていただきたいと思います。これで私の質問を終わります。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） 緊密に連携を取れということでございます。さまざまな課題共有という部分においてはですね、県内、それぞれ自治体の首長とお会いするときもあれば、Web会議等いろいろとさせていただいておることもございます。今、行おうとされておるさまざまな、この後出てきますDXの関係、

そういったところでは、自治体だけで行うものではなくて、民間団体であったり、大学等、またさまざまな宅配等やっておられる大きな会社等々と連携持たれるというようなこともやられております。世羅町においてどういったことが望ましいのかという部分においてはですね、いろいろと試行錯誤していきたいと思っておりますし、三原市とはですね、いろんな面でお会いすることございます。ただ現状は、コロナ禍で会議等がなかなかできませんけれども、いつもいろんな面で私もラインつながりしてますんで、いろんな情報のやりとりはですね、普段からこれはどうですかというのをやっています。他の首長ともいろいろとラインともうひとつ facebook の中でですね、やらせてもらってますけれども、今回のコロナのことでもさまざまに相談、と言いますかね、どんなことを今、やっているのかとか、たとえばこういうふうなデジタル化、どういうふうなものをね、進めて、これはどういうふうな進め方しているんですかとか、お互いに電話かけて聞いたりしています。やはりなかなかですね、それぞれの情報を持っておりますけれども、いざやるとなると、先ほど言いましたような人員と、またスキルの問題、そういったところと関わってきます。今後においてもですね、世羅町としてできる精一杯のこと、デジタル化に進めていけるように頑張ってまいりたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（米重典子） 以上で 6 番 田原賢司議員の一般質問を終わります。

ここで換気のために5分間休憩といたします。

休 憩 11時05分

再 開 11時10分

○議長（米重典子） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

「デジタル化推進で町の取り組みの考えは」 10 番 久保正道議員。

10 番（久保正道） ○ はい、10 番。

○議長（米重典子） 10 番 久保正道議員。

○10 番（久保正道） 全国的にコロナが発生を攪拌しておりますが、広島県においても緊急事態の指定地域になっております。この世羅町においても連日感染者が発生されており、非常に執行者の皆さんもご苦勞、ご心勞があると思

ますが、よろしく申し上げます。

私は今回、デジタル化推進で町の取り組みの考えはという質問項目で出させていただきます。昨年発足した、菅内閣においてデジタル化を推進する方針を打ち出され、本年7月にはデジタル担当大臣が決まり、デジタル庁が本年9月1日に設置されたことは、ご承知の通りであります。

河野規制改革担当大臣は、現在行政手続きで必要な認め印を全廃すると発表され、民間から行政機関への申請などで押印が必要なおよそ1万5000件の手続きのうち、実印など83を除いて押印を廃止すると発表されております。脱ハンコ行政は手続きの効率化、町民の利便性の改善向上につながることは間違いないでしょう。デジタル庁が本格始動をするとデジタル化のスピードが加速していくことと思われまます。焦眉の急務ではないでしょうか。

世羅町として行政手続きを簡素化し、インターネットによる町の補助金交付要綱に定める補助金交付申請など一連の手続きや、住民基本台帳法に関する交付請求、税の申告など多岐にわたる押印省略が可能になるのではと考えますが、世羅町行政としてどのような考えの方向において検討されているのか、今後検討されていくのか伺います。また、マイナンバーカード利用普及促進による本人確認や、署名による契約書類などの作成について、どのような検討をされているのか併せて伺います。

まず1点目としてデジタル化の推進を担当する組織体制はどのような体制でありますか、伺います。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） 久保議員のデジタル化推進で町の取り組みの考えはについてのご質問にお答えをさせていただきます。

まず1点目のデジタル化の推進を担当する組織体制についてのご質問でございますが、国におきまして令和3年7月7日に発表されました「自治体DX推進手順書」におきまして、「全庁的・横断的な推進体制の構築」が求められておりまして、DXの司令塔としてDX推進担当部門を設置し、各業務担当部門を始め各部門と緊密に連携する体制を構築するよう示されております。

ここで言うDXでございます。デジタルトランスフォーメーションの略でござ

ざいます。本来であれば、トランスですから、D Tとするのが本来の考え方とは思いますが、このXというのがですね、やはり今頃表記の部分で、Tではまちがいやすいという部分で、よく英語表記、英語の場合はXを使われるそうでございます、そういったところがそういった文字になってございます。それまで私も知りませんでしたけれども、このデジタル庁発足したということ。この平井大臣、少しだけお会いしてお話ししたこともあるんですけども、今、準備段階であるから、なかなかたいへんですよということをおっしゃっていただきました。これについてはやはり、デジタル化に移行するのが行動、また知識そして物といったものについてさまざまな観点で考えていく必要があるということでございます。いわゆる流れというものはですね、このデジタルというものを利用した変革にあるということでございますので、どう変えていくかというところがひとつの課題となっていることだと考えております。

議員おっしゃられるように、体制づくりというのはもちろんでございますけれども、実践意識におきまして、全職員が心掛けること、利用者中心の行政サービス改革を進めるという「サービスデザイン思考」というものの共有が重要であると考えております。

自治体DX推進手順書におきましては、機運の醸成から庁内体制整備、取り組み事例を含めた参考事例集も併せて作成されております。こうした他の優良な取り組みや近隣自治体の状況を参考としつつ、デジタル化推進体制の構築についても早急に検討してまいりたいと考えておるところでございます。

○10番（久保正道） 議長。

○議長（米重典子） 10番 久保正道議員。

○10番（久保正道） 積極的に推進するという町長の答弁でありましたが、昨夜にパラリンピックの閉会式がございました。そのなかでITC会長、パラリンピックの関係の会長さんであります、その会長さんのことばの中に、気づけば意識が変わる、行動が変わる。それから取り組みが進むというおことばがあります。非常に私はこのことばにうなずいたわけですが、この推進にあたって、考えていただきたいのが首長や幹部職員によるリーダーシップや強いコミットメントが重要であるということがあります。首長や幹部職員自身がそのことを十分に理解することが必要である。組織をあげてDX、デジタルト

ランスフォーメーションを推進するにあたって、首長や幹部職員から一般職員までDXがどういうものか、なぜDXに取り組む必要があるのかなど、基礎的な共通理解をはじめに形成することが不可欠であると示されております。職員ひとりひとりがDXは身近な実践できるものであり、ビジョンの実現に向かって自ら実践しようとするその意識を醸成することが重要であると、このようなものを書かれてありますが、どのようなお考えかお伺いたします。

○企画課長（道添 毅） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（道添 毅） お答えいたします。先ほど久保議員がご指摘いただいた部分は、これはまさに自治体DX推進手順書の中に示されておるところでございます。DX推進の手順、全部で4段階ございますけれども、その第1ステップとして最もここが原点となるというところで、今久保議員ご指摘いただいた首長や幹部職員によるリーダーシップや強いコミットメント、DXの基礎的な共通理解の形成、こういったことが謳われております。確かにここがないとですね、どんなにすぐれたと言いますか、体制を整備したとしてもそれが実施に向けて着実に前へ進んでいくことはない。ですからまずは意識というものの共有、これが最も重要だと考えております。それに向けて今、担当課としてはですね、担当課職員のまず意識というものを高めるべく、さまざまな研修等、特にWeb会議方式になりますけれども、研修に参加し、そうしたまずは知識等の習得、そして意識向上に努めているところでございます。ここをスタート地点としてですね、今後これを全庁的に職員の意識共有、向上、これにつなげていけるようにですね、しっかり取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○10番（久保正道） 議長。

○議長（米重典子） 10番 久保正道議員。

○10番（久保正道） 先ほど6番議員の同僚議員がデジタル化の質問の答弁としてお答えされましたが、人材を、新たな人材を雇用すると言いますか、登用するというのはなかなかむずかしいという考えがあるようでございます。それは人件費の抑制もしないといけないし、デジタル化を推進しなきゃならんし、非常に頭の痛いところであると思います。

このデジタル庁の考えは人材を育成するその費用を含めて都道府県に補助金を交付する。その中で交付税で措置をするんだと。特別交付税で措置をするということではありますが、この制度を使ってですね、職員に対してある程度キャリアを積んでいただきたいと、このように思うわけです。このITの関係で技術を習得した場合に、独立行政法人が認定証を出すような制度があるそうではありますが、こういった職員の育成ということも必要ではないかと思います。そういうことのお考えはどうでしょうか。

○企画課長（道添 毅） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（道添 毅） 財源等についてですね、今、議員のほうからいろいろおっしゃっていただきました部分については我々のほうもまだ周知してない部分もございまして、たいへんありがとうございます。貴重な意見としてしっかりと受け止めさせていただきます。それから研修等につきましては、これは職員全般、研修の受講ということですね、そうすることによってそれぞれの職員のスキルをアップしていこうというところの取り組みを行っております。その中のひとつの項目としてですね、ICT等の利活用に関する研修というところもございまして、これは職員全体の部分もございまして、企画課のほうで直接そうした研修の案内等もやっております。先ほどご指摘ございましたけれども、そうした研修の機会をですね、十分に活用する中で、今のところまずは企画課というところで進めてはおりますが、行く行くはこれを全体職員に広げて、議員ご指摘のように職員全体のスキルアップ、これについてもしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○10番（久保正道） 議長。

○議長（米重典子） 10番 久保正道議員。

○10番（久保正道） それじゃあ、次の項目の質問に移ります。

デジタル化を対象とする業務手続きの内容改善で、町長部局・教育委員会部局の考えはいかがでしょう。

○企画課長（道添 毅） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（道添 毅） 2点目の「デジタル化を対象とする業務手続きの内容

改善で、町長部局・教育委員会部局の考えは」のご質問にお答えいたします。

国は、令和3年6月18日に「経済財政運営と改革の基本方針」いわゆる「骨太の方針2021」を閣議決定し、その第2章で、「次なる時代をリードする新たな成長の源泉～4つの原動力と基盤づくり～」として、官民挙げたデジタル化の加速、デジタル・ガバメントの確立を記載されております。

オンライン化されていない行政手続の大部分を、5年以内にできるものから速やかにオンライン化し、オンライン化済みのものは利用率を大胆に引き上げるものとされております。

こうした方針を踏まえ、町といたしましても同様に、行政手続きのオンライン化、県と共同運営している電子申請システムでの対象手続きの拡充に努めてまいり所存でございます。

▼【久保議員：「教育委員会はどうですか。」】

○教育長（松浦ゆう子） 議長。

○議長（米重典子） 教育長。

○教育長（松浦ゆう子） 教育委員会でございますけれども、国の方向性あるいは県の方向性、このことをですね、しっかりと活用いたしまして、校務支援システムの構築、これに則った形で今、進めているところでございます。また、先ほどデジタル庁が開設されたということでありまして、この点につきましては、たとえば、デジタル教科書の配分をどのようにしていくかというふうなところは教育内容とも関わりまして、非常に大きなこの論点の起点となるというふうに捉えているところであります。教育委員会につきましては校務支援、プラス教育活動のさまざまな形での変容、ここらのところを対応していく必要があるかというふうに考えております。

○10番（久保正道） 議長。

○議長（米重典子） 10番 久保正道議員。

○10番（久保正道） 業務手続きの内容がオンラインとかパソコン申請と、そういったことになると、心配されるのが秘密と言いますか、プライバシーの流出ということが考えられます。そういった対策のお考えはどうでしょうか。

○企画課長（道添 毅） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（道添 毅） お答えいたします。議員ご指摘のように、このセキュリティ対策というところはですね、たいへん重要になってくると、そのように考えております。実際のオンライン化というところですが、手続きのオンライン化というところですが、通常のインターネット回線と言いますか、それではなく、よりセキュリティの強化されたNG 1という、そういうネットワークの中でこの手続きというものは実施されていくもの、そのように考えております。その中で国等が講じるセキュリティ対策に加えてですね、町としてもしっかりそうしたセキュリティ体制、システムも含めてですね、構築する中で、そして先ほど来ありますような職員の意識の向上、そうしたセキュリティに対しても意識の向上を図っていく中でですね、このオンライン手続き、そうしたものが安全安心に行えるようにですね、しっかり努めてまいりたい、そのように考えております。

○10番（久保正道） 議長。

○議長（米重典子） 10番 久保正道議員。

○10番（久保正道） 冒頭の質問の要旨のところ述べていただきましたが、このデジタル化を推進する中で、1万5000足らずの押印を廃止するということがありました。その関係で、町の補助金交付要綱に定めるもの、それから教育委員会では学校の子どもの成績表、これに対する校長の押印、そういった押印はもう廃止されておられるのかもわかりませんが、そういったところの状況、考え方はいかがですか。

○議長（米重典子） 久保議員、それは3点目に入られているということですか。

▼【久保議員：「いやまだ3点目は言ってません。」】

それは2点目の続きですか。

▼【久保議員：「はい」】

押印廃止については3点目かと思いますが。

○財政課長（矢崎克生） 議長。

○議長（米重典子） 財政課長。

○財政課長（矢崎克生） 町の補助金交付要綱等に定める補助金申請等にかか

る押印廃止の関係についてでございますが、町としましては国から提示されております押印廃止のマニュアル等によりまして、今後こういった形が望ましいかということで検討を進めてまいりたいと考えております。

○教育長（松浦ゆう子） 議長。

○議長（米重典子） 教育長。

○教育長（松浦ゆう子） 押印の関係につきましては、県のほうからつい最近でございますが、さまざまな諸手続きの提出資料等々の押印の廃止ということは通知文を受け取っております。そのことを受け止めまして、実際に通知表でありますとか、ここらのところの押印の廃止等まで、ちょっと至っているかどうかは私のほうで十分把握をしておりますので、これは後程お答えをさせていただきたいと思っております。

○10番（久保正道） 議長。

○議長（米重典子） 10番 久保正道議員。

○10番（久保正道） それでは3点目に入ります。規制改革担当大臣が発言されている押印廃止について、世羅町版押印廃止のコンセプトを職員全体で共有する必要があると思っておりますが推進方法は。また、推進にあたってメリット・デメリットの内容はいかがでしょうか。

○総務課長（広山幸治） 議長。

○議長（米重典子） 総務課長。

○総務課長（広山幸治） 3点目の「規制改革担当大臣が発言されている押印廃止について」のご質問にお答えいたします。

内閣府が定めた「地方公共団体における押印見直しマニュアル」では、押印を法令等の条文中で規定している、または様式上で押印を求めており、更にその押印を求める趣旨に合理性がある場合には、押印を継続するもの等が示されております。

こうした状況を踏まえまして、広島県におきましては、令和3年8月1日から、提出書類等について原則、押印を廃止すると発表をされ、実施されてございます。押印が必要とされておりました1,874件の手続きのうち、押印を継続するものは132件、廃止するものは1,742件に上るとのことでございます。こうした流れを世羅町としても進めて参る必要があると認識しているところでございます。

押印廃止のメリットといたしましては、申請などのデジタル化の促進に資する点を挙げるすることができます。一方で、デメリットとまでとは言い切れませんが、デジタル手続きに不慣れな方への対応について、十分な配慮が必要となってくるという点がございます。

町といたしましては、まずは押印が必要な行政手続きの実態把握に努めるとともに、押印廃止可能なものの洗い出し、及び関連する条例等の改正について早急に検討を進める必要があるものと考えております。

○10番（久保正道） 議長。

○議長（米重典子） 10番 久保正道議員。

○10番（久保正道） 押印廃止についてですね、世羅町の補助金交付要綱、いろいろな総務課から全部の課にわたって補助金交付要綱、そういった関連があると思いますが、そういうものの洗い出し、デジタル化の推進する中でですね、早急に取り組まれる必要があると思いますが、こういったことも早いうちです、早急に取り組まれる必要があると思いますが、こういった洗い出しをされて取り組みを進めていただきたいと思います、どうでしょうか。

○総務課長（広山幸治） 議長。

○議長（米重典子） 総務課長。

○総務課長（広山幸治） 議員ご指摘いただきますとおり、国とともにですね、地方が二人三脚で取り組みを進めることによって大きな効果が発揮されるということがございます。町においてもこうした流れに遅れてはならないというところがございますので、まずは議員ご指摘いただきます身近な補助金制度等についてですね、対応できるところは必要に応じて早めに対応が求められるといった認識を持っているところでございます。

一方また各課において行っております事業において条令等で定めているものもございます。こうした点はシステム的にも一元的に対応していく必要がございますので、一方では足並みを揃えて混乱を招かないといった対応も必要になって参ろうと思います。こうしたところ十分に協議しながら早急に進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○10番（久保正道） 議長。

○議長（米重典子） 10番 久保正道議員。

○10 番（久保正道） それでは次の質問項目に入ります。4 番目として、デジタル化を推進するとペーパーレスの方向にもつながると思われま。現在、世界で取組まれておる環境問題、SDGs の取り組みが加速するようにも思われま。世羅町としてその考えはいかがでしょうか。ペーパーレスの取り組みの問題であります。

○企画課長（道添 毅） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（道添 毅） それでは4 点目の「デジタル化を推進するとペーパーレスの方向につながるのではないか」のご質問にお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、デジタル化は業務効率の向上や環境負荷の低減などが見込まれるペーパーレス化につながる重要なものであると考えております。

備後圏域連携協議会、世羅町もここに参加をしておりますが、この協議会におきましても、デジタル化検討会議が設置をされ、ペーパーレス化の取り組みについて協議を進めているところでございます。

町といたしましても、ペーパーレス化を通じて、質の高い行政サービスの提供へとつなげてまいりたいと考えております。

○10 番（久保正道） 議長。

○議長（米重典子） 10 番 久保正道議員。

○10 番（久保正道） ペーパーレスというのは、急速に進んでいく可能性があるというふうに思うわけですが、世羅町議会としてもペーパーレスの取り組みをしようということで現在、検討中ではありますが、そういった方向を今後も世羅町行政として加速をして取り組んでいただきたいと思います。そういうことも踏まえまして、次の5 番目の質問に入ります。

D X、デジタルトランスフォーメーションの実施時期はいつを目標設定にさせていれるのか伺います。

○企画課長（道添 毅） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（道添 毅） 5 点目の「実施時期の目標設定について」のご質問にお答えいたします。

総務省が示しております「自治体D X推進手順書」では、行政手続きのオンラ

イン化、特にマイナンバーカードを用いた 31 項目の申請につきまして、原則、令和 4 年度末までにオンライン手続が可能とすることとして、重点取組項目に掲げられております。こうした点を踏まえまして、町といたしましても令和 4 年度末を目標として、各種の取り組みを進める必要があると考えているところでございます。

いずれにしましても、町民の利便性向上が大前提となることから、その視点を大切にしながら進めてまいりたいとそのように考えております。

○10 番（久保正道） 議長。

○議長（米重典子） 10 番 久保正道議員。

○10 番（久保正道） ただいま答弁をされましたが、このデジタル化を進めていく上でマイナンバーカードの普及は非常に重要になってきます。そのことで世羅町の取り組みの状況、皆さんがマイナンバーカードを取得されている状況。それから、今後、このマイナンバーカードをもっともっと普及させていく、そういったことも必要になろうかと思えます。年配の方はなかなかこのマイナンバーカードの取り組みがちょっと加速が弱いのではなかろうかと思うわけですが、このマイナンバーカードを作ることによってメリットと言いますか、利便性、そういったものの普及も、広報も必要ではないかと思われます。

国は令和 7 年度を目標に現在のところデジタル化の推進を設定されておりますが、ただいまの答弁では令和 4 年を目標に設定をすると、実施時期を行うということではありますが、そうは言いましても国全体が令和 7 年度にかなりの進捗率、それから充実、そういったものを目標にされておりますので、その波に遅れないように、乗り遅れないように取組んでいただきたいと思えます。

○町民課長（山口 徹） 議長。

○議長（米重典子） 町民課長。

○町民課長（山口 徹） それでは町民課のほうからマイナンバーの状況についてお答えをさせていただきます。まずご質問いただきましたマイナンバーの取得の状況でございますが、一番新しいところで言いますと、令和 3 年 7 月末 4894 件の交付をいたしております。率で言いますと 30.45%ということで、3 割というところでございますが、実際、具体的に、いわゆる伸びていっている状況を説明いたしますと、令和 2 年度末、4 カ月前でございますが、こちらが

21.25%でございました。これが4か月で30.45ということで、件数で見ましても昨年度、2年度で1404件交付しておりましたが、この4か月で1479件ともうすでに超えているところでございます。ただこれがそのまま推移していくかどうかはまだなかなか読むのはむずかしいところでございますが、担当課といたしましてもこれが進んでいくことができますね、先ほどのデジタル化の進む大きな基になるというふうには考えております。そういったところでですね、取り組みといたしましては、毎月ということにはなりません、定期的な広報、そういったお知らせ等をしながらですね、また数が増えてくるなかでですね、窓口の対応ができる職員、すべての職員が対応できるようにしておりますが、人数も限られております。そういったなかで、現在、日曜日の交付の手続き、月1回ではございますが、そういった対応。それから仕事後に来られる方の対応、あんまり夜間遅くはむずかしい点もありますが、6時半頃までは対応を行っております。そういった形でですね、できるだけ窓口を広くあけるなかでできるだけ取得していただけるように進めているところでございます。

○企画課長（道添 毅） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（道添 毅） 先ほど議員のほうから令和7年度というところを国の方が示しているというところのご指摘ございましたが、令和7年度というのはシステムのなところが令和7年度ということになっております。そこまでに、標準化なり共通化をしていこうと、国全体のシステムをそうしていこうというのが7年度末ということになっておりまして、マイナンバーカード普及促進、あるいはオンライン化等々につきましては、これは令和4年度末ということが掲げられてございます。そして、メリット等のご指摘もございましたけれども、国はですね、令和4年度までにほとんどの住民がマイナンバーカードを保有していること想定をしております。その上でマイナンバーカードを保有するメリットを住民が最大限享受できるようにするためのオンライン化等進めなさいと。そういうことでございます。その辺が必要性であり、メリットであると考えております。国の流れに乗り遅れないようにという、そうしたご指摘もございましたけれども、町としてもですね、そうした流れの中で、しっかりと町の行政手続きのオンライン化等の取り組みを着実に進めてまいりたいと、そ

のように考えております。

○10番（久保正道） 議長。

○議長（米重典子） 10番 久保正道議員。

○10番（久保正道） このデジタル化を進める上です、現在、世羅町ではケーブルによって光ファイバの整備を進められております。このことによってかなりの加速が発生するんだろ、と思いたしますが、この光ファイバによって、スピード、そういったものが速くなるというのは非常にメリットがあるわけですが、その中で、皆さんが利便性を感じられるのがマイナンバーカードで、たとえば、住民基本台帳法に定める住民票の交付、あるいは戸籍抄本の交付、そういったものがコンビニでできますよというふうな広報も皆さんにお知らせることによって加速が一層進むんではなかろうかと、このようにも思うわけですが、そのような広報の仕方、それはどうでしょうか。

○町民課長（山口 徹） 議長。

○議長（米重典子） 町民課長。

○町民課長（山口 徹） お答えいたします。マイナンバーを利用してコンビニ交付等です、住民票等の取得をしていただくというのは非常に議員ご指摘のように利便性、またすばやく取得できるという点では非常に便利がいいものと考えております。こういったことにつきましては、随時ではございますが、町広報等では広報しているところでございます。確かにまだ住民の方へですね、周知がされてない点もあるかと思いたします。ご指摘いただいたところを踏まえてですね、今後の他の媒体、いわゆるケーブルテレビなどもですね、またホームページ、そういったところもしっかり利用しながらですね、しっかり周知を進めてまいりたいと考えております。

○議長（米重典子） 以上で 10番 久保正道議員の一般質問を終わります。

ここで昼休憩といたします。再開は午後1時といたします。

休 憩 1 1 時 5 0 分

再 開 1 3 時 0 0 分

○議長（米重典子） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

午前中の久保正道議員の一般質問の際に、教育長から押印の対応について状況を確認後、答弁する旨、ありました件について、教育長から答弁があります。

○学校教育課長補佐（鶴田敏治）（挙手）

○議長（米重典子） 学校教育課長補佐。

○学校教育課長（脇田啓治） 本日午前中久保議員による一般質問の中で成績表の押印についてご質問がございました。お答えします。小学校4校については、すべて押印は廃止。中学校においては2校は校長、担任のみの印鑑。1校は従来通り、校長、担任、保護者の3者の押印となっております。成績表につきましては学校独自の判断に任せております。

○議長（米重典子） 次にDX（光ファイバ周知・SNS推進）はいかに
1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） はい、議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） 議長より発言の許可が出ましたので通告に基づき順次質問をさせていただきます。DX（光ファイバ周知・SNS推進）はいかに。

質問に入る前に今定例会では、令和2年度の決算審査が行われます。その令和2年度の予算編成は、新型コロナウイルスが発生した最初の時期であったことを思い起こされます。

令和2年度の予算提案において、いつも奇抜なアイデアをお持ちの奥田町長らしからぬ新規事業も少なく、私も平成29年9月定例会において給食センターの老朽化による新築を訴えてから早や4年、このとき「学校給食センター整備基本構想検討」新規事業として令和2年度9万円、9万円の予算が提案されたところでございます。この令和2年度、コロナ禍において執行に影響が出た事業もあるかと考えます。

半年前の3月定例会一般質問冒頭において予算審査の重要性を述べたところ、奥田町長より高橋議員、決算も非常に大事だとコメントをいただきました。しっかりと心に受け止め、3年連続赤字となっているセラアグリパークを初め、今回の決算審査に臨む所存でございます。

さて、今回の定例会での一般質問では、デジタルトランスフォーメーションのひとつとして光ファイバ、このDX、デジタルトランスフォーメーションとは、デジタル技術によって人々の生活をより良いものに変革するということでございます。そしてSNS、これもSNS、ソーシャルネットワーキングサービス。ソーシャルとは、社会的な、ネットワーキング、これは交流と。こういったサービス。人々が社会的につながり、交流を持つ、このWeb上でのサービス、このSNSの推進について合わせて4問。そして奥田町長は、どのように検証をされたのかペイペイ支援策。また新たなコロナ対策支援事業について、2問お伺いいたします。

それでは、1項目目の本題に入ります。

早いもので半年後、いよいよ令和3年3月末に光ファイバ網整備が全て完了し新たな住民サービスが行われようとしております。町広報においては6・7・8月号にてQ&Aなどを用い発信をしているところでございます。町民周知に向けた取り組みがなされている現状にございます。そして幾度となく質問のあったSNSによる町の発信も、町は公式LINEを皮切りに順次進めていく方向性が伺えます。そこで1問目としてこれは光ファイバ周知状況についてお尋ねいたします。これは町広報でインターネット編、ケーブルテレビ編とございましたので、その点の周知状況についてお尋ねいたします。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） 高橋議員の「DX（光ファイバ周知・SNSの推進）はいかに」のご質問にお答えをさせていただきます。

まず1点目でございます周知状況、これは光ファイバ網整備をしているなかでの周知のことだと思えます。議員ご指摘いただきますように、広報6月号から8月号におきまして、Q&A方式によりましてご説明をさせていただいているところでございます。

また、ケーブルテレビの自主放送におきまして、6月15日から月末までと、8月初旬の4日間、動画形式でのお知らせを行ってきております。

更に、町のホームページにおきましても、事業説明等を掲載し、周知に努めているところでございます。

世羅町の一大事業、大きな光ファイバ整備の事業でございます。早く整備するとともにそういった活用についてしっかり頑張っていけるように準備を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（米重典子） 物品の持ち込みの申し出がありましたので、これを認めております。

○1番（高橋公時） はい、議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） ご答弁いただきまして、これ広報紙でございます。6月、7月、8月号、これで皆さんご覧になっているかと思えますけれども、6月号においてはどのような工事がされるかというのを掲載されております。光ファイバによりこういった工事が行われるかというのがわかりやすく7月号、これはトップの見出しに、先ほど言いましたLINEを皮切りにやっております、中には光ケーブルのまずインターネット編のQ&A、こういった質問、こういった答えということでわかりやすく町のほうで発信しております。8月号には今度これのテレビ、ケーブルテレビ編をQ&Aでされているところだと思います。先ほどの答弁の中では、ケーブルでも動画形式によって住民の皆様に周知を図っていると。勿論ホームページ等も、さまざまなツールを使い周知をしていると考えますけれども、これちょっと2問目に入っていきますが、こうした発信の内容についてQ&Aがありますが、それ以外、住民の理解度、または問題点、こういった対応というのがございますか。お尋ねいたします。

○議長（米重典子） （2）でよろしいですか。

○企画課長（道添 毅） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（道添 毅） 2点目の「住民の理解度・疑問点の対応は」のご質問にお答えをいたします。

新型コロナウイルス感染症の感染機会の削減のため、対面での説明会を開催することができておらず、町民の皆様からご理解をいただいているかどうか、押し量ることはなかなか難しい状況でございますが、広報・ホームページ・自主放送などさまざまな手段を通じて周知に努めているところでございます。

町に対して電話やメールなどで直接お問い合わせもいただいておりますが、

その中で多くご質問いただいておりますのは、宅内工事の施工時期と工事の負担の有無についてでございます。

ご質問の内容について丁寧な回答を行い、ご理解をいただけるよう心掛けているところでございます。

○1番（高橋公時） はい、議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） 引き続き住民からの質問などには丁寧な対応に努めていただきたいと思います。そこで簡単にですけれども、そもそも「光ケーブル化」これまでと何が変わるのか。町の広報の中にも最速1ギガとか、速度が大幅に向上するとかありますけれども、たぶんこれ理解できてない方もあるかと思いますが、簡単にご説明願えますか。

○企画課長（道添 毅） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（道添 毅） 光ケーブル化でこれまでと何が変わるのかというご質問でございますけれども、ケーブルテレビ、テレビのほうですね、こちらのほうにつきましては、現在と大きく変わることはございません。やはり一番はインターネット、環境が大幅に改善されるというところですね、最も大きな変更点になろうと、そのように考えております。そしてその内容ですが、先ほど議員おっしゃっていただいた最速が1ギガという速度になると。それともうひとつはですね、インターネットの上り下りの速度が同じになる。この2点が挙げられるかと思えます。

この上り下りと申しますのはインターネット上にですね、データを送るあるいはメールを送る。これが上りということになります。逆に、インターネットの情報を見る、あるいはメールを受け取る、これが下りということになりますけれども、光ケーブル化によって上りと下りの速度が一緒になる。現在はですね、上りの速度というのが下りの速度の10分の1を下回るくらいの速度しか出ません。これが光ケーブル化後はですね、上りが下りと同じ速度ということになるということです。最速1ギガなんですけれども、これをなかなかことばで言い表すのは非常にむずかしいんですが、大容量の動画や写真を送受信したい。あるいはストレスなくオンラインゲームを楽しみたい。そういった方々

にですね、満足いただけるような環境として1ギガというものがあります。いずれにしてもそれぞれの使い方、利用の仕方によってですね、いろいろ速度を選べるプランをご用意しておりますので、そうしたご自分の環境にあったプランをお選びいただければと、そのように考えております。

○1番（高橋公時） はい、議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） ちょっとわかりにくい説明ではあったんですが、要するに双方向が一緒になると。今もうお使いの方にご案内するのであれば、1メガでありましたら、今、10ですかね、エクセレントっていう一番低いのは。それでありましたら、今、1しか上がりがない。下りが10であると。それが双方向10になると。今使っておるので、ぐるぐる回って時間が経つなと言われる方はもう一段階上げようと。もう1段階上げたら、月々900円位ですかね、モデム代が今回からなくなりますから。年間で1万円ほどは金額は上がるが、ストレスなしに使おうと思えば、ひとつ上げた100のプラン、これにされるように。今のままだも別に問題ないよと言われる方はそのままのプランでという感じで、どうですかと。私も住民から聞かれたらそのように答えているところでございます。

このインターネット編、Q（クエスチョン）8のところが気になったんですが、Q（クエスチョン）8ではプロバイダは自由に選べますか？回答は他社を選ぶことはできません。このように町が回答しております。まずこのプロバイダーというのは回線をインターネットとつなげる役割を担う接続事業者のことです。これが今回は三原テレビのほうがこのプロバイダーを担うわけでございますけれども、これまで光ファイバ網整備調査特別委員会でも複数の議員より、ネット環境、このプロバイダーが選べるようにと他社の参入を強く要望したと思いますけれども、この三原テレビ放送に1本化した理由をお尋ねいたします。

○企画課長（道添 毅） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（道添 毅） お答えいたします。このプロバイダー云々のところのご質問につきましては、昨年12月議会におきましても高橋議員よりご質

問いただいておるかと思えます。そのときに現実的には実施困難と、そのように答弁させていただいたところでございますが、やはりプロバイダーを自由に選べる環境というものを、そうした構築を図るということになりますと、当然それに伴って整備費用も増大をしております。そしてまたその後の維持管理費用も増大しております。そして加えて利用する側の料金もですね、回線利用料、それにプロバイダー利用料という2階層の料金設定になるわけですから、現在広くお示しをさせていただいている料金よりも上がる可能性があると思います。そうしたことを含めまして、現在の公設民営、そして三原テレビの保守管理運営という方法を継続していくと、そのような判断に至ったところでございます。

○1番（高橋公時） はい、議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） 承知しました。追加予算とならないよう事業を進めていただきたいと思いますと思いますが、続きましてケーブルテレビ編のQ（クエスチョン）6ですが、Q（クエスチョン）7として、先の三原テレビ1本化に伴い今後のこのネット環境というものが絞られてきます。現にこのネット環境で世羅町に住んでいてつなげようと思えば、たとえばポケットWi-Fiの様なものを契約するとか、今の三原テレビ放送のケーブル、もうひとつはまだもうどんどん少なくなっているかもしれませんが、NTTさんがやられているADSLですかね、そういった3パターンがご選択いただけると。この新規の新しい企業さんにおきましては、新たな方策をされるということであれば、そういった新たな契約もできるんだと思いますが、そういったこの世羅町で事業をやっていただけるかというのは可能性的には低いのではないかと。ということはほぼ独占になるわけですね。そうしたときに、このテレビの利用料金、これが非常に1100円今かかっているわけですが、世羅町から今度はそこ1本で契約するという事は、ある意味その企業に対しては膨大な利益につながってくるわけなんです。こういったところでやはり町がIRU契約等もしておりますけれども、何とかこの料金値下げに向けた働きかけをしていただけないかと思っておりますけれども、お考えをお伺いいたします。

○企画課長（道添 毅） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（道添 毅） お答えいたします。料金引き下げという思いはこれは町も全く同じでございます。したがってまして光ケーブル化後のですね、収支状況、そうしたところを見極める中で、引下げが可能と、そういうことが可能と思われる段階になればですね、町のほうから提案をし、しっかり協議してまいりたい、そのように考えております。

○1番（高橋公時） はい、議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） このことは特別委員会を通じてもさまざまにご協議させていただきまして、これまで以上に、また担当課としても頑張っていたいただきまして、IRU契約もこれまで以上のものを獲得することができたという、これはひとつ実りであったと思います。この光ファイバの特別委員会もひとつは実を結んでおるのではないかと考えておるところでございます。引き続きその辺は交渉のほうしっかりお願いしたいと思っております。

続きまして3問目、公式LINEの登録状況・活用方法についてお尋ねいたします。

○企画課長（道添 毅） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（道添 毅） それでは3点目の「公式LINEの登録状況・活用方法は」のご質問にお答えをいたします。

公式LINEの登録者は、令和3年8月30日時点におきまして1513人でございます。活用の方法につきましては、町が主催または後援するイベントや観光情報、各種申請手続情報、防災情報につきましては、週1回の情報発信に努めておりますが、新型コロナウイルス関連の情報など、緊急を要する情報につきましては、随時発信を行っている状況でございます。

○1番（高橋公時） はい、議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） 今、1513人というご答弁いただきました。これ約町民の1割、1万5000人ですので、約ですけど1割。しかしながらLINEというものをされている方っていうのはそこまでたくさん、これは私的考えでございます

けれども、インターネット契約されてるのが約 5000 件ということでございます。ご年配の方でまだそういうのをされてないとか、子ども達で LINE なんかできないという方も差し引いて、世羅町の登録でどのくらい、皆さん活用しているかなっていうのをざっと私的に計算したら、5、6000 人、6000 までいかん、5000 人くらいはなるのではないかなと。これは推測でございます。ということは、約、今 3 割程度ですかね、せめて 3000 人を目指して 50%、60%、LINE をされてる方は、世羅町で LINE をされている方は LINE の情報を追加しましょうと、入れましょうと、そしたらいろんな情報入りますよというのをまた、いろんな機会を通じて登録して推進していくようにお願いしたいと思えます。

この活用方法、簡単に言えば災害時など、こういったところの重要なお知らせがその都度、勿論、私も登録してまして入ってきます。現在で言いましたらコロナ関連の情報、こういったことも配信されてきます。これはいわゆる一方通行の LINE ということで、こちらが返信することもできませんし、町のほうから一方通行で情報だけ提供されてくると。その中に Web 上の中にです。LINE の Web 上の中にさまざまなコンテンツがあります。その中に観光、移住、またごみの出し方、世羅町のホームページにつながったりと。これがワンタッチですぐそこに飛ぶという、これは非常に生活により身近なものをリンクさせているんだろーと思えますけれども、これ以外、今使っている LINE の使用方法の中でこれ以外の使用方法というのがございますか。お尋ねいたします。

○企画課長（道添 毅） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（道添 毅） 今現在はですね、今もう、高橋議員が縷々おっしゃっていただいたもののみでございます。確かに LINE は非常に多くの機能を有しております。そういうアプリでございまして、アンケート機能でありますとか、あるいは近隣の市町においては電子チケットの販売等もそこを通じて行っている、そういった状況もございます。その辺はですね、しっかり今後も研究を深めてまいりたいと考えております。7月に開始して以降 2 か月間で 1500 ちょっとというような状況でございますけれども、やはりしっかり皆さんに登

録してもらえよう、そういう有益な情報を発信していくというところへですね、まずは注力をしてまいりたい、そのように考えております。

○1番（高橋公時） はい、議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） 4番目に入ります。今後のSNSの展開についてお尋ねいたします。

○企画課長（道添 毅） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（道添 毅） 4点目の「今後のSNSの展開は」のご質問にお答えいたします。

まずは、公式LINE登録者の拡大につながるよう、町民の方々を中心に登録してみたいと思ってもらえる情報発信に努めてまいりたいと考えております。

また、今後につきましては、YouTubeなどの動画による情報発信について検討を行っております。特に、若い方に向けた情報や、移住促進のために町外の方に向けた情報発信に活用したいと考えております。

いずれにしましても、情報発信の充実に向けた日々の取り組みを継続して参る所存でございます。

○1番（高橋公時） はい、議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） それでは奥田町長にお尋ねいたします。今回コロナの有線放送等でも、最初は町長が発声されてました。間での感染情報というのはまた他の方がされ、最近になりまた町長が自らのことばで町民に発信されていると思います。こういった奥田町長、SNSは他の近隣市町、特に三原市、市長さんも若く、こういったSNSをこれはたぶん個人的なSNSかと思いますが、facebookやInstagramなどを通じて発信しているところがございます。また、府中市なんかも町が筆頭となって、そういった市の情報を発信したりと、多角的にやられていると思います。もちろん奥田町長もfacebook、Instagram等もやられているというご答弁聞いておりますので、今後町長自ら発信されて、皆さんも町長が発信されたら安心をします。ひとつ町長も発信されてはどうですか。お尋ねいたします。

○町長（奥田正和） 議長。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） 以前からですね、こういったSNSの利用についてはいろいろ必要な部分たくさんございます。つながっている方、信頼おける方との友達関係を築いたfacebookであったり、またTwitterはどちらかというところ多くの方に、またYouTube等での発信等々ですね、今、芸能界でも結構されております。それぞれ首長がされているところも何箇所か知り得てますが、近隣では東広島、尾道。三原市、先ほど言われたように個人的にやられている。これはあんまり投稿回数は少ないですけども。私もフォローしてますんで、そういう方々の情報入ってきます。ほとんど市役所の情報をですね、添付して出されているのが現状で、それにコメントを入れておられます。町においてもですね、そういったところがしっかりできればよろしいんですけども、現状はですね、職員にそこを求めるとするのは日々の仕事の中でたいへんということもありますし、これには管理がかなり必要でございます。出したいのは山々でございますけれども、個人的に出すというのはですね、なかなかやはり私もいろんな文章はすべて校正をかけております。秘書課がありませんので、総務課の中で一生懸命に校正をみてくれますし、かなり直していただいている状況もあります。そうならないようにですね、しっかり自分としても知識を高めていく必要があろうかと思えます。今後においてひとつ有効な手段とは思いますが、選挙活動に使えるようなことがですね、よく取り沙汰されていますけれども、自分の考えはしっかりこういった議会で述べさせてもいただきますけれども、そういった将来的に皆さんに世界の人に発信できるようなツールというのはですね、さまざまな個人をと言うよりも、世羅町を発信する上で必要なことではないかと思えます。また世羅町を応援いただく方はですね、結構いろんなことで発信していただいています。そういった方々にですね、ほんと感謝申し上げますし、私も気持ちをいいねを送っていきたいと思っております。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） 残念なご答弁で、もうちょっと意欲的に取り組みましようというおことばが聞けるのかと思えば、のらりくらりと答弁されて、される

のか、されないのかわからないような答弁でしたので、是非とも自ら送るのがむずかしいようであれば、総務課と連携してそういった文章等も手直しいただいた上で町長がひと言コメントを付けて送る。そうむずかしい作業ではないと思いますので、その点文章も加工されているものだと思いますので、その点すぐく細部まで見て、このことばはいけん、あのことばがいけないというようなものではないと思いますから、是非とも早期に進めていただきたいと思います。

最後になりますけれども、今回はこういった LINE というもので、まず 1 本目を進めておるところでございますけれども、先ほど申しました facebook や Instagram、また Twitter、こういったものも情報発信のツールとしてやはり町も順次、いっぺんにとは言いませんが、順次、ほかの市町に取り残されないように世羅町もしっかりと発信をしていただきたいと思えます。すでに行っているそれは観光協会であり、商工会等、こういった方々とも連携をして、町もひとつの発信ツールとして、世羅町独自の観光、移住情報などを魅力ある世羅の発信を期待して 1 項目目を終わります。

○町長（奥田正和） 議長。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） 先ほど答弁の中で態度がよくわからないということでございますけれども、必要な手段であるということの前向きに捉えているということでございますので、ただやはりことばというのはですね、いろんなことで一人歩きます。そこにつながらないようにですね、行っていく必要があります。特に行政文書として出すものについてはですね、かなり慎重にいく必要があらうかと思っております。よく SNS では誹謗中傷、特に誹謗中傷によって自死を選ばれた方等々ですね、多くいらっしゃいます。そういった心の部分にですね、つながっていかないように、ほんと個人的なものとして捉えるのではなくて、行政としてしっかり発信できるものという、そういったことばの発信をですね、しっかり必要だと考えております。観光情報についてはですね、セラナデス等々、また観光を行っておられる事業者において独自で行っていただいています。世羅町の関係は観光はすべて観光協会にですね、インフォメーション機能も含めてさまざまに委託事業しています。一生懸命発信いただいているも

のをですね、世羅町も共有しながらそういったところで取り組んでいきたいと思っています。まだもうひとつ私もワンステップいきたいと思っています。情報を与えるだけではなしにですね、やはり先ほどあった双方向につながるようなシステムが必要だというふうには考えておりますので、そういったところへ今後、デジタル化が進むとともにですね、観光関係もそういった流れ、特に飲食店、また他のさまざまな商店等がつながっていく。いろいろな予約システム等々もですね、今後期待できるものと考えているところでございます。よろしくをお願いします。

○1番（高橋公時） はい、議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） ちょっと奥田町長にことばが伝わってないのか、商工会、観光協会などは独自で行っているのは知っております。ですから、それとは別に、それに頼んでおりますという町長の回答じゃなくて、それとは別に町が独自で発信したらどうですかというのを私は質問させていただきました。それに対して今、町長が答えられたのは、今、セラナンデスをやって、それはよそがやっていることなんです。そんなことを言ってるんじゃないくて、町独自で他の市町のように発信されてはどうですかという質問したので、それに対して答えてください。

○町長（奥田正和） 議長。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） 先ほど言いましたように、観光については委託しているのでそれをしっかり活用していきたいという部分。それ以外の部分については一番最初に申し上げましたように、さまざまな情報を町から発信できるような仕組みが必要だというふうに考えているということです。

○1番（高橋公時） はい、議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） 委託されている、ほかに頼んでいるというんじゃないくて、独自で発信するように努力してください。以上で終わります。

○町長（奥田正和） 議長。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） 町の発信にしっかりつながるようにということだと思います。観光だけではなくてですね、さまざまないち商店をコマーシャルするわけにはいかないというのはよくわかっていただいていると思いますし、町の今の動向についてはそういった発信は必要であるということも言っています。観光とかいう部分は委託して一緒にリンクさせてホームページ等も含めてですね、いろんな流れを作っていただいている状況ありますので、ダブルで同じことするんでなくてですね、そこへきちっとしたものを届けていけるように、見る側がきちっとそういったところを選択してですね、見ていただける、そういったものに仕上げていく必要があると思います。

○議長（米重典子） 次に 失敗に終わったペイペイ支援、有効打となる支援策を 1 番 高橋公時議員。

○1 番（高橋公時） はい、議長。

○議長（米重典子） 物品持ち込みについてこれを許可しています。1 番 高橋公時議員。

○1 番（高橋公時） 失敗に終わったペイペイ支援、有効打となる支援策を。

景気の循環を促し町内経済の活性化を図ろうと独自の支援策を。その結果、近隣市町から大勢の方々が押し寄せて来ました。思いとは裏腹にビール、酒、たばこ、トイレットペーパー、カップ麺等、日用品を買いあさり、ポイント獲得が第一目的として訪れています。町民が普段通り日用品を購入しようと店を訪れると、商品の品切れが相次ぎ苦情にもつながったところがございます。

更に、コロナ禍で空前の利益を上げている事業者への追い打ちともなる利益増大、その売り上げの90%が大手スーパー、ドラッグストア、町内事業者への恩恵はわずかばかり。一体、何のために行い、誰のための支援策だったのかと住民の声であります。コロナ発生から1年半経過した現在、ワクチン接種も順次行われ終息を願うばかりですが、新たな変異ウイルス、デルタ株やラムダ株、最近ではミュー株っていうのも台頭してきているという現状でございます。

先月、町内でも19名ものクラスターが発生し更なる警戒が必要とされております。町内経済も未だ疲弊している。引き続き新たな支援策が必要と考える。そこでまず、ペイペイ支援策の検証と反省についてお伺いいたします。

○町長（奥田正和） 議長。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） それでは高橋議員の2問目について、ペイペイ支援策につきましては、1点目ございます「ペイペイ支援策の検証と反省は」のご質問にお答えをさせていただきます。

コロナ禍の苦境における消費喚起への期待と、前々から私もずっと言い続けてきたんですけど、電子決済サービスの普及を図りたいということで、人との接触機会を減らすことを目的として、世羅町商工会、世羅町観光協会、世羅郡飲食組合が要望書が提出され、それに応える形として商工業緊急支援事業「キャッシュレス決済を活用した地域活性化キャンペーン事業」を実施したところでございます。

運営する PayPay 株式会社や世羅町商工会等と調整や周知を図る中で、全業種を対象として5月6日から6月30日の期間キャンペーン事業を行う予定でございましたが、大型連休明けからの新型コロナウイルスの感染急拡大の恐れと蔓延防止の観点から、やむなく5月21日に早期終了することとなりました。

大型連休後から買い物客、観光客が減る傾向にございますが、この事業によりテコ入れをしたことで、短期間ではございましたが、商品、サービス等多くの業種業態に一定の成果を得ることができたものと受け止めております。キャンペーン終了後から、再度の実施要望が多く寄せられているところでございます。大型店に9割方ということでございましたが、そういうお話は聞いてございません。さまざまに聞くところによるとかなり町内の事業者も頑張っていたというところで情報は入ってきました。

この春から「拡大花めぐりせらめぐり春バージョン」そして今回の「PayPay キャンペーン」「世羅とくとく商品券」「拡大花めぐりせらめぐり夏秋バージョン」と連続して経済対策を講じてきました。訪問者や利用者の消費行動を後押しし、少しでも町内に潤いがもたらされることを期待して行っているものでございます。

感染症蔓延の今後の状態や地域社会・地域経済の行方を見守り、どの時期にどのような施策を展開することがよりふさわしいのか商工会等関係機関としっかり連携をしながら方向性を導き出し、取り組みを進めてまいります。

○1番（高橋公時） はい、議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） それでは奥田町長にお尋ねします。このペイペイ支援策は成功であったのですか、失敗でしたか。町長がこの政策に点数をつけるとしたら何点でしょう。お尋ねいたします。

○町長（奥田正和） 議長。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） ペイペイというものがですね、これほどまで大人気になるというのはなかなか想定しにくい部分もございました。他の市町においても同様の案件がですね、行われてきました。そのペイペイで世羅町へ足を運んでいただいた多くの近隣市町の方、町に来られてですね、世羅町がこういうところがあったのかというふうにびっくりもされたというふうなお声もします。ただよくやはり危機管理も持たなくてはいけないのです。ペイペイがペイという名まえのものはかなりたくさんございます。そのなかでもやっぱり3割、今回行いましたけれども、そういったところを巡り巡ってですね、しっかり買うのか転売かはわかりませんが、さまざまな携帯をたくさん持ってきてやるようなプロがいらっしゃるといのがですね、初めてわかりました。これはやってみないとわからなかったというところでございます。町にかなりお客様がお越しいただいて不安もあったわけですが、商工業者の方からは喜んでいただいた面もたくさんございますので、点数は付けにくいですが、町としては確かにコロナの感染対策という部分においてはですね、多くの方がひとつの店に集中するという流れはですね、確かに危惧するべきであったというふうな形は思っています。ただその者にも世羅町からお勤めの方、たくさん従業員いらっしゃいますので、そういった方々の雇用もですね、今後しっかり守るということも考えつつ事業を進める必要があります。点数については付け難いということでお答えをさせていただきます。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） 全くそのペイペイというものの内容、中身が奥田町長ご理解されてないようですね。今の答弁聞いてもよくわかりました。こういう施策を

打ち出すときには内容をしっかり吟味して出される。3月定例会、僕言いましたよね、町長に。絶対これは失敗すると。警鐘を鳴らしましたよ。補正でも立ちませんでしたよ。前にも答弁しましたよ。6月定例会に答弁しましたよ。同じように。こうなる、結果がこうなる。利益が上がっているところに全部利益がいくよって僕、言いましたよ。町長。ああ、そんなん言ったんかと。それぐらいにしか聞いていただけなかったのかもしれませんが、まさに言った通りの結果になってるじゃないですか。ですからこういう施策をするときには内容をしっかり吟味してやらないと大盤振る舞い、他の市町に大盤振る舞いですよ。今回何を打ちだしてきたと思います？新聞等でも皆さん、掲載があった75歳以上に1万円ずつ配る。これは上程される前にきちっと、これは執行部のほうもやってはいけないということで提案はなされないようになりますけども、内容を全然理解されてない。今、コロナ禍において町内事業者がどのような立場にあるのかというのをしっかり商工会等を通じて町が理解しないと、こういう訳のわからない支援策になるんですよ。

私が言っているのは、ペイペイが悪いということはひと言も言ってないんですよ。ペイペイ支援策はいい、どこの市町もやっています。内容なんですよ。やり方、内容。一番最初にやりましたよね、飲食だけを限定に。500万そこそこしか使われませんでしたけれども、これは成功ですよ。こういうやり方をすればいいんですよ。長期にわたってできますよ。首をひねっておられますけれども、成功するんです。そこら辺の理解が全然できてなく、支援策をどんどん出していく。奥田町長このペイペイ支援策の失敗はどこにあったか、お尋ねいたします。

○町長（奥田正和） 議長。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） 確かに議員は反対されたというふうに記憶もしております。ただ多くの議員からはですね、こういった事業、特に商工会等から要望が出ていた部分においてはですね、やはりそういった消費喚起は必要であるとの認識で予算をお認めていただいているものと考えているところでございます。

(. 削 除)

(. 削 除)

(. . 削 . 除 . .) 今回のペイペイについてはスマホを持っているような若い人

達だけにそういった利益が行ってしまうから、もっと高齢者に対して何か支援策を考えろということも言っていただきました。今回そういった高齢者支援についてはやっぱり踏みとどまったというより、そういった議会からの多くの声も聞いて、特にもっと若い者への、若者へのですね、支援も考えてみるべきだというようなお声も聞いたということでございますので、是非そういった町でほんとに困窮されている方、そういった方をですね、しっかり支援できるように、そしてまた今回商工会等からまたとくとく商品券については商工会を通じてやっておりますので、そういったところが大型店を除いてやるということとはできないということでありましたので、商工会員の中で一部除くというのは無理ということも担当課において聞いております。ですから今回はそういったことは少しできないであろうということで、また独自の支援策を考えていくということにさせていただいている状況でございます。失敗、失敗と言われますけれども、このペイペイ事業、皆さんにとってはひとつのイベントとしてですね、今後秋以降にはですね、手数料が発生するということでいろんな、今度は他のペイの会社ですね、参入でいろいろ無料化も進められるようなことも聞いてございます。今、さまざまなスマホ決済、またさまざまな Bank、銀行ですね、そういったところも新たなそういった取り組みも進められます。そういったところをうまくですね、町も熟知しながら消費喚起、世羅町でしっかりいろんな買い物をしていただける、そういったものにつなげていきたいと思っております。

○商工観光課長（前川弘樹） 議長。

○議長（米重典子） 商工観光課長。

○商工観光課長（前川弘樹） 私からは商工会との連携と、事業の組み方の考え方についてご説明申し上げます。

商工会様は持続発展事業計画という計画を作られております。その計画には金融機関様、あるいは世羅町も入って、事業者の育成であったり、成長発展、それに遂げる事業を行っていただいております。そういった意味で事業のことについても連携をしておりますし、このコロナ関連の事業についても連携をしながら事業を構築しているところでございます。事業の考え方でございますけれども、平時でありますと、ほんとにきめ細かく考えて、豆腐を真四角に切ったような事業はできるかもしれませんが、こういう時代でございますので、スピーディ

一に行っていく必要はあろうかと思えます。その中で考え方の方向としまして2つございます。

ひとつはバックキャストという考え方がございます。これは将来こういふことがあるよねいうてわかっとなった中で遡って何ができるかというような考え方でございます。たとえば台風が15時間後に来るということがわかっておれば、5時間前、1時間前何ができるかということを考えていけばいいわけでございます。たとえば大学に受験しよう思うたときに、今の状況では英語の偏差値が低いので、じゃあ、試験に出る英単語を20個覚えましょうよみたいなことはできます。

もうひとつ、フォアキャストという考え方がございます。それは将来が見通せない中で、現状からどのように考えていけばいいか、その延長線で考える考え方でございます。特にこのペイペイの事業におきましては、昨年11月、12月、飲食に限った事業をさせていただきました。その中では何回も召し上がっていただくということで、30%、1000円、2か月で2万円ということでもございましたが、24、5%の利用ということで、非常に利用が少ないということでもややもしますと否定的な見方をされたところでございます。その中で次、ペイペイをやる時には全業種でやっていただきたいという中でですね、私ども考える中で、じゃあ、どのように利用を活用していただければいいかと。それと2月、3月の状況ですと、コロナの新規感染者は低かったですけど、ペイペイ事業をやる時にはひょっとしたら感染状況はどうなるとるかわからん。となりますと、利用者に短期間で利用していただくためにはどうしたらいいかということで1回3000円までというようなことで構築したところでございます。確か、1億円ぐらいもあるんじゃないかとかいうようなこともあったかもしれませんが、非常に多くの皆様に活用されて、取り組みは進んだものと思えます。消費喚起ということで所期の目的は達せられたのではないかというふうに思っております。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） 先ほどパネルの持ち込みで提示させていただきます。先ほど来、町長、課長から答弁をいただきました。ちょっと耳を疑うおことばがあったんですけども、いちいち反論していたら時間が足りませんので、次に進みます。

す。この結果見てください。

まずカテゴリー別で別れておりますけれども、全部で使われたのがペイペイ付与ですよ、これ付与。1億1110万円、5月6日から21日の16日間で1億1110万円、これ付与率ですから、実際に動いたのはこれの3倍から4倍、4、5億円、町内の活性化があったのではないかと。これが常々言っている、町長、担当課長が言っている消費喚起ですよ。この中で特化しているもの、見てください。各種小売、そりゃ、各種小売りだからさまざまありますよ。こういう逃げはもう必要ありません。ここにはスーパー、ドラッグストア、こういった所がほぼほぼ、ほぼほぼ入っています。いや、ほかもあるよ。こういった答弁はもういりませんから。これを見て何がわかります？91%、1億1110万円のうち91%がそういった事業者。しかもコロナ禍で利益を十分に上げている業者に配ったわけです。

もうひとつ言いますよ。ペイペイの支援、これ、世羅町の住民が何人利用したと思います？そんなに利用してないですよ。近隣市町の5市、もしくは岡山のほうからこういった若者達がペイペイに入れて世羅町のポイントを取りに来ているんですよ。こういった事実、こういった事実も近い所でもいいから、町長、課長にでもいい、「あんた、ポイント獲得したか」、「あんた、使ったか」というのを聞いてみてください。誰が使ってます？家族で皆使ったか聞いてみてください。誰が使ってます？そのくらい低いんですよ。持ってるから、若い人が皆このポイントを世羅町の人が使ったなんて大間違いですよ。2割程度、もしくは3割もない程度しかこのポイントは世羅町の若い人も利用されてない。こういった事実をちゃんと把握をしてないからいつも訳のわからない支援策になる。それ、町長、わかっています？

でね、もうひとつ奥田町長に言っておきます。何度も他人のせい、商工会が言うてきたからこれをした。どこかが言うてきたからこれをした。決めるのは、議会が、議会が賛成したからこれをした。あなたの責任はないんですか。提案するも、成功するも、失敗するも奥田町長、あなたですよ。いつも答弁の中で、議会に振って来て、ましてや今度は提案してきたところにも責任を転嫁する。それじゃあ、いけない。奥田町長、あなたが提案した。成功するも、失敗するもすべて奥田町長ですよ。その考え方についてお伺いします。

○町長（奥田正和） 議長。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） 責任転嫁しているというふうに捉えられているのは高橋議員だけだと思います。私は要望に則って、きちっとそういった提案を積み上げてやってきたということを申し述べましたし、私に責任がないわけではありません。すべての予算を組み立てをし、議会に提案するまではですね、いろんなことで中でも検討しております。議会のせいにしたわけではありません。ただ議会が理解をしてくださったという表現をさせていただきました。

○商工観光課長（前川弘樹） 議長。

○議長（米重典子） 商工観光課長。

○商工観光課長（前川弘樹） お答えします。このコロナ禍で何がわかったかと言いますと、たとえば観光客でいきますと、たとえば京都にしましても、バルセロナにしましても、ベネチアにしましても、もう来て下さらないような状況からお客さんが全く消えてしまったような状況でございます。要はそういう冷え込む消費をいかに呼び戻すか、消費マインドをいかにやっていくかということが今回の目的でございます。

2番目は非接触をいかにやっていくかということだろうと思います。ですから世羅町の人口は減少していく。要はマーケットが縮まる中で、いかにこの消費を呼び込もうと思うたら町民の人にたくさん買っていただく、町外の人にたくさん来ていただくという事が大きなことであろうかと思えます。

今回のペイペイ事業、お聞きしますと、購買の機会でいきますと、ユーザーさんで言うと、キャンペーン前とキャンペーン後では150%の利用増。お一人当たりの利用回数で言うと244%の増大になっております。それと地域別の利用者でいきますと、キャンペーン前とキャンペーン期間で見ますと、世羅町内のご利用者につきましては217%の増になっております。世羅町民以外のご利用は145%の利用となっておるところでございます。確かに想定をする中でですね、小売りがこういうふうに伸びるかというのは予想だにできなかったところでございますが、まず飲食でいきますと、昨年11月、12月の2か月間で約500万の利用しかなかったところでございますが、この5月でいきますと、期間を減らしまして、2週間で同じくらいの飲食では利用があったところがございます。ですから普通の期間やっていたら4倍くらいの効果があったというこ

とになるのではないかと思います。

やはりそういった意味では消費がどういうんですか、厳しい中でですね、やはりポイントが付くということがございますけれども、やはり眠っている旺盛な購買力は残っていらっしゃるといようなこともわかったところでございます。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） ひとつひとつちょっとだけ返すのがあれなんですけど、そりゃ、そうでしょう。課長分析が全くできていない。前回の分より伸びるのは当たり前じゃないですか。1000円でやったのと3000円でやってるんですから、へたすりゃ2倍、3倍伸びるのは当然のことじゃないですか。前回より伸びたっていうのは当たり前じゃないですか。前回テンが1000円でした。今回テンが3000円でしょ。そんなもん誰が考えても2倍から3倍になるの当然のことでしょ。ちゃんと分析をしてくださいよ。それでね、先ほど来、町長も課長も一貫して言われてます消費喚起につながる、消費喚起につながる、その考え方こそがもうナンセンスなんです。どこの誰の消費喚起につながるんですか。儲かっている所にどんどん消費喚起がいつているのが今回のペイペイ事業じゃなかったんですか。それが失敗のひとつでしょ。そうならない対策を次はしないといけないでしょ。それがいつまでたっても答弁の中では消費喚起につながった、消費喚起、消費者は喜んでくれた。そりゃ、近隣市町の消費者は喜びますよ。僕がもし他の市に住んでいてもこんな政策されたら大喜びしますよ。わあ、世羅町は銭くれるって思いますよ。そんな分析ができないんですか。これ次にこういった政策を打つときには、本当によくよく、これ町長、副町長も勿論入っていただいてね、この政策がどういった効果を及ぼすか、まず誰に恩恵があるか。事業者にはどういったところのプラスになるかっていうのをしっかり話し合わないと、ざるですよ、こんなもん。このことは言ってもきりがありません。ですから次の今度は先、2問目入ります。疲弊する事業者に効果ある新たな支援策についてお尋ねいたします。

○議長（米重典子） 今の、(2)へ高橋議員もう入られましたけど、どうしますか。いいんですか。

○副町長（金廣隆徳） はい。

○議長（米重典子） 副町長。

○副町長（金廣隆徳） 1番 高橋議員からの質問にお答えをさせていただきます。1の項の部分で質疑を質問をいただいた部分でもありますけれども、まず2の項で問いをいただいておりますが、その前段として少し申し述べさせていただきますと思います。

やはりご指摘いただきますようにペイペイの支援策検証と反省というところは重く受け止めなければいけないと思っております。やはりペイペイを導入と言いますか、ペイペイについては悪いものではないということで質問の中でも触れていただいたところがございます。キャッシュレスの決裁の中で普及率も高く、チャージにつきましてもコンビニのATMでできる。銀行との口座ひもづけもいらぬというところがあるのがあっての特色を持っております。ただし、ペイペイの事業展開にあたりましては、1回あたりの限度額と、そして期間通じての限度額というものをきちんとその購買層なり、状況に合わせて設定していくことが必要だろうと思っております。その中でそのペイペイの使用がどういった分野に及んでいくのか。そういったところを指し示しながら計画を練っていくことが今後のキャッシュレス決裁の展開において非常に重要などころになるだろうと思っております。やはりそういった形で大きく小売業へ傾向が出ているということもあるんでなかろうかと分析もするところがございます。やはり予算立てにつきましても、飲食に限定をした場合、いくらくらいになるのか、予算立ての部分も非常に精査をしていく必要があるというふうにも重く受け止めさせていただくところがございます。今後の展開に向けてそれは活かしてまいらなければならないと受け止めていますし、そして、やはり間接的な交付、給付と比較して直接的な部分はどうなんだろう、そういった形で先ほど新たな支援策について考えていかなければならないと、そのように受け止めておるところでございます。引き続き担当課より答弁を申し上げます。

○商工観光課長（前川弘樹） 議長。

○議長（米重典子） 商工観光課長。

○商工観光課長（前川弘樹） それでは小職のほうから2点目の「疲弊する事業

者に効果ある新たな支援策は」についてお答えします。

新型コロナウイルス感染症の猛威に、人流の抑え込みと緩和とを繰り返しながら今日に至りましたが、依然として終息の見込みはたたない状況です。

変異株の市中蔓延によるコロナ第5波と言われる全国的な感染症の急拡大への拡大防止策によりまして、社会生活、経済活動において測りしれない悪影響が及ぶことが懸念されます。影響を受けられる事業者に対し、引き続き、必要となる支援策を講じてまいりたいと考えております。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） 今度は新しい事業に関してです。この1億円ほんともったいたないなど、失敗したなど。これも反省として次のプラスになるように。これをただそのまま終わらせてはいけませんので、しっかりこのことは頭に入れて検証してください。

コロナ発生時、初年度は国が中心となり、皆さんもご存じのように、持続化給付金、これは100万、200万と法人、個人について、こういった給付金。県のほうも積極的に感染拡大防止金と、これもたぶん30万程度だったかと。初年度、昨年度、初年度は手厚い、こういった手厚いとまではいきませんが、ある程度の政策がありました。コロナ禍もう2年です。この2年目を迎えて、国も県もそうした特別な支援策はありません。勿論飲食店等に関しては、県のほうからまた支援策は出ているところがございますが、その他の事業種に関してはほぼほぼこういった支援策全くない2年目でございます。地方創生臨時交付金、これも総額で9億近いものが入っていると企画課のほうからは再三聞いておりますけれども、さまざまな使い方されていると思います。まず、この地方創生臨時交付金の考え方、そして未実施の額、実施期間、この点をお伺いたします。

○企画課長（道添 毅） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（道添 毅） お答えいたします。この新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、これにつきましては新型コロナウイルス感染症への対応として必要な感染拡大の防止、雇用の維持と事業の継続、経済活動の回復等々に充当することが可能となっております、原則として使途に制限はござ

いません。令和3年度末までに実施をしていくものに充当できるということでございます。令和3年度当初におきましては1億8300万円余をですね、この臨時交付金として令和3年度の事業、先ほど申し上げました各種事業に充当して実施をしていくということとしておりました。その後追加で配分されたもの、そしてこれまでに補正予算等含めてですね、充当先が決まったもの等、差引いたしますと、残額現時点におきましては、約1億6700万円余という状況でございます。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） 続いて6月定例会にて県の月次支援金の上乗せについて提案をいたしましたけれども、再度お伺いをいたします。併せて年間の事業実績に応じて、これも6月定例会で言いましたが、年間の決算です、30%、50%、70%この減った決算、個人事業主は勿論決算しますし、法人も法人番号があれば決算した中でどれだけの数字が落ちたか一目瞭然でわかります。そうしたところに直接支援、これをすれば、無駄なお金でないというのが前も申しましたけれども、こういった考えについてお尋ねいたします。

○商工観光課長（前川弘樹） 議長。

○議長（米重典子） 商工観光課長。

○商工観光課長（前川弘樹） お答えします。月次支援金につきましてはですが、月次支援金は、新型コロナウイルス感染拡大防止のための緊急事態措置の影響、飲食店の休業、時短営業、外出自粛等により売り上げが減少した中小事業者に支援するもので、50%減少している場合が国が支援をされて、それに県が積み増しをする事業となっております。50%に満たないときで、30%以上減少している場合は、県が支援をなさいます。そういった意味で昨年からの考え方としますと、国・県の支援がもれるようなことがあればそれを補強するという事で考えておりますので、町としての月次支援の上乗せ等は考えておりません。

次に持続化給付金の県でございます。持続化給付金についてでございますが、これは昨年度の感染症の脅威が突如直面し、生活が困窮した人を迅速に救済するためというところで取り組みをされたところでございます。昨年、政府

あるいは財政制度審議会の中でやはり給付型というよりは、どちらかという賢い質と言いましょか、成長とかそういったことを考えていくべきではないかというところで、事業の作り直し、再構築であったり、消費喚起の事業をやっていくというところで進めてきたところでございます。よって、持続化給付金の考えはございません。ただ長引くコロナ禍、出口が見えない、徒労感、無力感を感じていらっしゃる事業者、経営者の方々が心が折れることがないようにどういう応援の仕方があるのか、給付型を含めて検討を深めているさ中でございます。

○1番（高橋公時） はい、議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） 私の質問が悪かったのか、誰が持続化給付金をしてくれと言っているか、持続化給付金の説明と月次支援金の説明をしてくれということ聞いたんじゃありません。月次支援金なんか国・県がありますけれども、ハードルがすごく高い。50%以上ですよ。それで10万円、個人が。法人が20万。それが県も同じような感じ。県は30%までそれを下げてます。こんなわずかのお金ではどうもならないから、町のほうがそれと同じような感じで少しでもプラスアルファできないかと。事務的な処理も県・国のそういった書類をもらっておれば、スムーズに商工会とも連携でき、有意義な支援策となるということを行っているんですよ。先の持続化給付金、これも最初に政府、国が出した持続化給付金のことはひとつも言ってません。名前がそれに合致するからそれを答えられたんでしたんでしょが、説明しましたよね。決算ベースで30万、50万、70万落ちたところに穴埋めをする。それは持続化応援金でも何でもいいですよ。町の応援金でも何でもいいですよ。名前は、ネーミングは何でもいいです。言っている意味が理解できてます？そのことばでその事業名をするんじゃなくて、支援の在り方というのを説明しましたよね、それに対してご答弁ください。

○商工観光課長（前川弘樹） 議長。

○議長（米重典子） 商工観光課長。

○商工観光課長（前川弘樹） お答えします。中身を確認する意味で月次支援と持続化給付金の説明をさせていただきましたが、最後に触れさせていただいたようにどういう応援の仕方があるかというのを今、検討しておりまして、給

付型も含めて深堀をしているところでございます。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） もう深堀はいいですから、次に行きます。これまで町の支援策として、コロナ禍に売上が減少している、飲食店や交通事業者、旅館業、こういったものにも支援をしてきて、また花めぐり、こういったものにもしてきました。そして6月定例会には、そうした事業者を除き、コロナにより売上げが減少した事業者、また拡大花めぐりをした。こういった政策は評価できる政策であります。町がやったもので、こういったものに一切文句言う必要はありません。準じてちゃんとやってきておると。しかし今度また、今、1年経ちまして、何が起こっておるか。中小企業向けの融資制度、こういったものも0金利と言いますか、コロナマル経、こういったものも国のほうでございませう。町も町預託融資、こういったものに拡大して、対策を練っておるところでございませうけれども、融資限度額が2000万、長期で10年間、これも妥当だと思います。しかし据置期間、これが1年でございませう。1年経ってコロナ禍、今、何か変わりましたか。前よりひどくなってますよね。こういったところの措置、たとえば据え置きを2年にするなり、こういった対策のお考えはありませうか。

○商工観光課長（前川弘樹） 議長

○議長（米重典子） 商工観光課長。

○商工観光課長（前川弘樹） お答えします。毎年商工会様、町内の金融機関様、世羅町で金融協議会というものを開催をしております。その中で検討される中身としますと、この預託融資の貸出条件について、あるいは預託金の配分について検討される状況でございませう。その中で先ほどおっしゃられた状況でいきますと、これまで金融協議会の中で預託額の変更であったり、融資期間の延長であったり、さまざま議論があったところとございませう。今後の協議の中で今、おっしゃられるところの据え置き期間、現状でいきますと1年以内というふうになってございませうが、そこをどうするかというのは、金融協議会の中のご議論になってまいらうかと思ひます。

今、商工会様も、金融機関様も事業者様の実態をよくご存じであらうと思ひますので、そういう状況は出てまいらうかと思ひます。

次にたとえばその協議会の中で、じゃあ、据置期間を伸ばしましょうという議論がなったときに、広島県信用保証協会様との協議が必要となります。その協議が整った後にですね、世羅町中小企業融資運営基金条例、これの改正が出てまいりますので、そのときには議案としてお諮りするようになろうかと思っておりますので、その節にはどうぞよろしくお願い申し上げます。

○1番（高橋公時） はい、議長。

○議長（米重典子） 残り1分です。1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） そのような答弁をいただければ非常に安心しますので、しっかりその点は相談してみてください。

最後になりますけれども、昨年、ワクチン接種の目途が立ちコロナも終息し1年もすれば徐々に経済も平準化し元に戻ってくるだろうと期待もしておりましたけれども、ワクチン接種が進んでいる現在、誰が予想したでしょう。昨年以上のコロナ感染者が増大し、また町内事業者にとって出口の見えない状態でございます。引き続き、有効打となる支援策を要望しこの質問を終わります。

○副町長（金廣隆徳） 議長。

○議長（米重典子） 副町長。

○副町長（金廣隆徳） 私より1番 高橋議員のご質問にお答えをいたします。やはりご指摘いただきますように、今のコロナ支援策については長期間の取り組みとなってまいります。すでに令和3年、今年の5月あたりからはですね、コロナの金融支援は持久戦になるというふうな話も聞こえてきておったところでもございます。通常の融資よりも厚い融資がされておりますけれども、その償還は始まってくるわけでもございまして、そのご指摘もいただいたところです。やはりこの部分で最近マスコミでもリスクということばが出てまいります。リスクジュールということで、償還のスケジュールを見直すというような意味合いにもなっております。そのようにこの融資を受けたものを返していく段階において、長期化するコロナの影響がそこにも拍車をかけていくということが指摘されております。先ほど来、担当課よりも答弁も申し上げましたが、そういったところへもやはり目を向けなければならないところでありますし、商工会様はもとより、金融機関様を含め、丁寧にその状況を分析することが必要であります。すべての面からですね、最大公約数的な支援策をすべて打

ち出していくということはむずかしいところではありますが、その都度都度、その状況のとらまえ方と、そして説明、その理由を明確にしていきながら、議会にもお伺い、お諮りさせていただきながらですね、進めてまいりたいと存じます。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員

○1番（高橋公時） 最後奥田町長に言います。大きな声の言うことを聞くのではなく、サイレントマジョリティ、これをしっかり大事に肝に銘じて今後町政運営をしていただきたいと要望します。

▼【高橋議員：「(聞き取れない)」「聞いてるんですから、何で答弁がいらんのんですか。聞いているんですから。町長に。何で答弁いらんのんですか。議長、言うてくださいよ。】

○議長（米重典子） 今、要望と言われたからってということですが。

▼【高橋議員：「聞いて終わりでもいいんですか。」】

○議長（米重典子） 質問ですか。

▼【高橋議員：「(聞き取れない) 気はないということですか。」】

【町長：「質問か、要望かと言っている」】

【高橋議員：「それでは質問にします。」】

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） 大きな声ばかりを聞くんでなくて、小さな声をしっかり聞けというご質問をいただきました。これまで前回も答弁いたしましたようにですね、すべてのいろんな方の声を参考にさせていただきながら、行政運営に努めてまいります。

○議長（米重典子） 以上で1番 高橋公時議員の一般質問を終わります。

ここでトイレ休憩といたします。再会は2時30分といたします。

休 憩 14時17分

再 開 14時30分

○議長（米重典子） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

次に 長雨被害の状況と復旧の見通しは 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） 4番。

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） 議長の発言許可をいただきましたので、3項目につきまして順次質問をいたします。

1点目は長雨被害の状況と復旧の見通しについて。3年前に大きな被害が発生をして、そのときよりは少し少なかったのかもしれませんが、かなりあちこちで災害が見られる状況であります。こういう中でかなりの部分は3年前の災害復旧は進んでおるかと思いますが、一部残っておるのではないかというように思います。年内にどの程度の復旧を進めていこうとされておるのか。また、道路そして水田などの被害については、住民の便利や生活のためにも早い復旧が必要であると考えるところであります。どのような復旧に対しての考えであるか。

第1点目としてはこれらの災害の状況、また被害額等についてお尋ねいたします。

○町長（奥田正和） 議長。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） 矢山議員の長雨被害の状況と復旧の見通しはのご質問にお答えをさせていただきます。

令和3年8月11日から22日にかけての豪雨によりまして、全ての町内雨量観測地点において災害基準雨量を超過し、道路、河川及び農地等に甚大な被害が発生しております。

1点目ご質問いただきました「主な災害箇所の内容と、災害被害額の見込みはどうか」についてでございますけれども、8月30日時点におきまして、公共土木施設につきましては、被害報告受付件数が道路で83件、河川が14件、被害額が171,000千円となっております。また、農地や農業用施設、裏山につきましては、被害報告受付件数が農地で61件、農業用施設が24件、裏山が8件、被害額は112,000千円でございます。

町といたしましては、迅速に災害復旧事業へ着手するとともに、日々の業務におきましてパトロールも実施し、災害が予見される場所の把握及び対策に努め

るなど、災害に強いまちづくりを進めてまいります。

○4番（矢山 武） 議長。

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） 最初の質問の中でも申し上げたんですが、3年間小さい被害はちょこちょこあったわけですが、今回、つい最近も時間雨量が40ですかね、かなり多かったのではないかと思うんですが、そういうことに対し町長の答弁では災害に強いまちづくりということを言われたんですが、当然そういうことで復旧だけでいいんだということではないんですが、農災と併せて3億あまり、多少増えるかもわからないのですが、そういう中でかなり3年前の復旧にも金がかかっておるのではないかということで財政的な面からどのような考えがあるのか。こういう今年は台風はまだ大きな被害が出てないんですが、台風等も大型化する傾向があるわけですから、こうした点についてですね、どのようにお考えなの、再度お尋ねします。

○財政課長（矢崎克生） 議長。

○議長（米重典子） 財政課長。

○財政課長（矢崎克生） お答えします。私からは財政面についてはどうなのかというご質問だったのかと思いますが、まず公共のほうにつきましては、国庫負担金、災害査定を経まして補助対象となったものにつきましては国費がございまして、それが約3分の2程度、補助裏につきましては、災害復旧事業債を予定しております。それから農業災害のほうにつきましては、今のところ予定では、補助対象となる事業費につきましては、2分の1が国費、これは今後激甚災となればですね、補助率の嵩上げ等がある予定ですので、いくらになるかは今のところ見込みが立っておりませんが、それプラス地元の分担金、当初の予定では25%程度、残り25%を町が負担するというようなことで予算立てを行っております。

○建設課長（福本宏道） 議長。

○議長（米重典子） 建設課長。

○建設課長（福本宏道） それではご質問にお答えします。過去の平成30年災、令和元年、令和2年災の復旧状況についてお答えいたします。平成30年災につきましては、令和2年までにすべての箇所が復旧を完了しております。令和元年災害につきましても同様に復旧は完了しております。令和2年災につきましては、

災害復旧箇所 15 箇所のうち、令和 3 年度への繰越が 13 件ございます。そのうち 7 件につきましては現在までに復旧が完了しているところでございますが、6 件につきましても、ただいま工事中であるとかですね、発注準備中としておりまして、年度内にすべて復旧が完了する見込みとなっているところでございます。

○産業振興課長（大原幸浩） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（大原幸浩） お答えをいたします。平成 30 年災につきましてはすべて復旧工事は完了をしております。

強いまちづくりについてでございますが、農業用施設につきましては基本的には管理はその農業者自らが行ってもらうこととなっておりますので、日々の管理点検等をしていただきたいと、このように考えております。

○4 番（矢山 武） 議長。

○議長（米重典子） 4 番 矢山 武議員。

○4 番（矢山 武） 十分納得できんのですが、次の点で、すでにお答えもいただいておりますかと思うんですが、激甚災等の状況と、復旧の簡単な今後の計画ですね。

○建設課長（福本宏道） 議長。

○議長（米重典子） 建設課長。

○建設課長（福本宏道） それでは 2 点目の「復旧の予定と激甚災害の指定はどうか。」についてでございますが、公共土木施設につきましては、災害発生後 2 か月以内、遅くとも 3 か月以内に予定される国の災害査定に向け、すでに測量に着手しているところでございます。査定決定後につきましては、通行に支障をきたしている道路など、より公共性が高い公共土木施設から工事に着手し、速やかに復旧を完了するよう取り組んでまいります。

○産業振興課長（大原幸浩） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（大原幸浩） お答えをいたします。農地や農業用施設につきましては、10 月から 11 月には国の査定が見込まれております。この査定を受検し災害復旧の事業計画が承認された後、工事発注に向けて準備を進め、早期に工事

着手をしてまいりたいと思っております。

激甚災害の指定につきましては、8月31日付け内閣府発表によりますと、激甚災害の指定となる見込みでございます。今後、内閣府の指定状況を注視しながら、迅速な災害復旧事業の推進に努めてまいります。

○議長（米重典子） 次に コロナの拡大が続く中での、感染防止対策と補償は 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） 4番。

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） 2点目についてお尋ねいたします。蔓延防止で終わるのかという期待もしておったんですが、緊急事態宣言ということで、これが9月12日ですね、まで続いております。あと何日ですかね。もう少ししたら1週間ぐらいですか、1週間ないんですか。終わるといような状況ではないんじゃないかと思うんですが、これまで繰り返し、町の対応についてきめ細かい対応を求めてきたところでありまして。その中で町内においてPCR検査も一定には進んでおるかもしれませんが、これらが東京等では20%近いとかいうようなことも言われて、このことが陽性率が高いということになれば、非常に市中に熱が出ていなくても感染が広がっておるといことになるようでありまして、こうした中で、今後が非常に長期にわたる中で心配をされるわけですが、1点目は、緊急事態宣言によって一定の対応をされておるわけでありまして、一層収束をめざして取り組む必要あるんじゃないかと思っておりますが、これらも補償は国は、補償はしないなどというようにも繰り返し言われておることで、飲食店等に対する一定の対応はされておるわけですが、こうしたことも町としても状況をつかんで対応を考える必要があると思うんですが、これらについてお尋ねします。

○町長（奥田正和） 議長。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） では矢山議員の2問目、コロナ禍が続く中での感染防止対策と補償は。その中の1問目、「更なる取り組みと、飲食店等の自粛の補償をすべきではないか。」のご質問にお答えをさせていただきます。

今般の広島県へ緊急事態宣言が発出されたことに伴いまして、休業や時短が要請される業種に該当する事業者に対しましては、令和3年8月27日から9月12日までの間、要請に協力した事業者には感染症拡大防止協力支援金が支給をされるところでございます。がしかしながら、先般来、そういった宣言がなされない時期においてもそれぞれ消費が低迷し、またそういった特に飲食店にもですね、いろいろと努力はいただいておりますが、お客様が減っているという状況は聞かされるところでございます。

本町といたしましても、今後とも引き続き、国・県の動向を注視するとともに、時期を失することのないよう、連続した支援を行ってまいりたいという考えでございます。

○4番（矢山 武） 議長。

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） これまでも繰り返し質問してきたんで、前の答弁と違わんように正確に答弁をされたんかなと受け止めたんですが。緊急事態宣言は2回めですかね。過去のこと十分把握しておりませんが、東京等で多少新しい新規の陽性の方は減っておるようではありますが、緊急事態宣言が出されてその後、いろいろ引き続いて1年以上にわたっていろんな取り組み、またワクチンの接種なんかもやられておるわけですが、町としてですね、もう少しコロナへの真剣さというか、町独自のやっぱり感染防止と併せて、先ほど来の答弁で、どのように答えられましたかね。連続した支援を云々というように答弁されたんですが、飲食店が大きく被害を受けられたのはわかりますが、すべての業種で多い少ないはあるにしてもかなりの影響、農業でも、この後質問しますが、消費が非常に減ったということで価格も下がってきておる。じゃあ、価格を補てんするかということには全然ならんですね。もう市場原理にまかせたままです。そういう中で、もっとクラスターはそうよけい発生をしてないんでしょうが、クラスターとか、病院等も具体的な経営実態はわかりませんし、それが全部コロナの感染で患者が少なくなっただけじゃないんでしょうが、やっぱりひとつひとつをきちっと把握をしてですね、ワクチンが何%済んだとかいうのも大事でしょうが、医療機関等も広島とか福山へ行けば大丈夫かと言うと、福山にしても尾道ですかね、クラスターも出とるような状況の中で、よその地区

へ行ったら入院できる、安心して治療が受けられるような状況になっておればいいですが、なかなかそういう点では全国でいくらでしたか、10何万人ですかね、自宅療養されとるという状況の中で、世羅町だけで考えるということはむしろかしいとしてもですね、きちんとそうしたことに対して町民の人が安心をされるようなね、やっぱり取り組みがもう少しいるんじゃないかと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（米重典子） 矢山議員、今の質問は（1）の中の質問でよろしいですね。更なる取り組みというところのことでしょうか。いいですか。

▼【矢山議員：「はい」】

○商工観光課長（前川弘樹） 議長。

○議長（米重典子） 商工観光課長。

○商工観光課長（前川弘樹） まず、飲食関係のことでお答えします。要は、真剣さが足りないんじゃないかというようなおことばがあったところでございますが、小課の関係でいきますと、昨年から商工観光では、12、3本挙げさせていただいたところでございます。そういった意味じゃ、努力しとるところではないかというふうに思います。これも他の市のご担当者からいただいたんですが、その市もいろいろ頑張っておられますけど、世羅町さんちょっとずついい制度作ってとってですよというふうなことで、温かいおことばもいただいているところでございます。公務員の業界としますと、やっぱり失敗しちゃいけないということがあるので、がちがちに固めて作っていかないといけませんけれども、そうしますとやはり遅くなります。コロナとしますとどんどん手を打っていく必要があります。そういった意味では Just Start、すぐ取り組みたいというふうに考えております。そういった意味で大事なのは仮説。要は仮説を重視する中でいろいろな事業を構築してお届けしたいと考えております。

○健康保険課長（宮崎満香） 議長。

○議長（米重典子） 健康保険課長。

○健康保険課長（宮崎満香） お答えいたします。医療機関の関係になりますが、議員おっしゃいますように、大都市圏を中心に病床の確保など困難な状況になっており、自宅療養者も増えてきております。広島県では現在、県と医師会の協力により病床数の確保のほうはされており、療養施設のほうの確保もさ

れておりますがいつ同様の状況になるかもわからない、予断を許さない状況にはあります。感染者が増えるということは通常診療にも影響を及ぼしてくるということでもありますので、町といたしましては今一度自らの命と大切な人の命を守るための基本として手洗いや消毒、正しいマスクの着用、換気、3密を避けるなどの基本的な取り組みを周知徹底を図るとともに、ワクチン接種の促進に力を注いでいく。このことが医療機関に今、求められている最大の支援であると認識をしております。

○4番（矢山 武） 議長。

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） 2点目の最後の頃に書いております9月12日で収束が見込めるような状況であるのか、また、いろんな取り組みをされて、先ほど商工観光課長、ちょっと私の認識とだいぶ違うような答弁をされたんですが、そういう取り組みでですね、本当にこれでもうしばらく頑張ればコロナも落ち着いて希望が持てるという人もおられるのはおられるでしょうが、もっと真剣に考えて、別に全協で説明した問題をやっぱりどうこう言おうとは思いませんがね、具体化されてない現状であることは、今後検討してどういようになるんかわかりませんが、もう少しね、本当に切実な住民の願いにね、応えるような、そりゃ、商工対策だけじゃない。その他のことも、医療も、安心を図る、特に

○議長（米重典子） 矢山議員、申し訳ありませんが、（2）を読み上げていただきたいと思います。そのほうが全員にわかりやすいかと思います。

○4番（矢山 武） 質問のところは先ほど申し上げたので、前は付録ですから、いいです。質問だけ。

○議長（米重典子） 項目によって答弁をしておりますので、できれば読み上げていただくとわかりやすくてよろしいかと思っておりますので。答弁を。

（2）でよろしいですね。

▼【矢山議員：「はい」】

○健康保険課長（宮崎満香） 議長。

○議長（米重典子） 健康保険課長。

○健康保険課長（宮崎満香） それでは2点目のご質問にお答えいたします。

町内でも新規感染者数が増加する中、発熱外来やPCR検査等を実施いただいている医療機関はもとより、全ての医療機関において、一般診療との両立と感染防止対策に大変な配慮をされ、懸命に取り組んでいただいております。更に、新型コロナワクチン接種にもご協力をいただいております、大変感謝いたしております。

医療機関に対しましては、これまでの受診控えの影響と、感染防止対策費用の負担増など、厳しい運営に対し、医療提供体制を維持するため、昨年度、医療機関等事業継続支援金を創設し、支援してまいりました。ワクチン接種に関しましては、高齢者施設などにおける接種や時間外・休日における接種などに対し、接種費用の上乗せが決定されております。

現在、この感染症は、感染防止対策を行いワクチン接種が進捗していても、感染するリスクは非常に高い状況であり、医療機関においては一般診療にも影響が起きかねない状況でございます。

町といたしましても、危機感を持って、変化する状況の把握と、正確な情報提供を行ってまいります。

町民の皆様には、いつでも安心して医療が受けられるよう、一人ひとりの、最大限の感染防止対策の徹底が大変重要となっており、全町民で、医療を守る取り組みにご協力いただくよう、しっかりと周知してまいります。

○議長（米重典子） 次に 米価値下がりへの対応と、鳥獣被害の対策は 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） 4番。

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） それでは農業について、これも毎回定例会ごとに質問して同じような答弁をいただいておりますが、特に昨年値下がりをして、今年、今年も値下がりがするということが繰り返し言われております。こうした中で秋の長雨でも収穫にかなりの影響が出るのではないかと。特にいもち病等の発生もかなりみられるようです。そういう中で今年の米の出来をどのようにみておられるのか。米価の見通しはどうか、こうしたことからこれまでも繰り返し求めてまいりました、どう世羅町の農業を守っていくのかということが

たいへん重要であります。こうした点から国は米を市場任せにして、余れば安くなるのは当然だという考え方で、いろんな政策を進めております。町として家族農業をどのように守っていこうとされているのかお尋ねいたします。

○町長（奥田正和） 議長。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） 矢山議員の3点目と米価値下がりへの対応と、鳥獣被害の対策についてご質問いただいております。

まず1点目の米が市場任せということ、また家族農業をどう守っていくのかという質問に私のほうからにお答えをさせていただきます。

本町においても、他の中山間地域と同様に、農業における高齢化や人材不足が進んでおり、農業の担い手も個人経営体から集落法人等の団体経営体に移行していると認識しております。町といたしましては、独自の後継者確保や育成のための事業をはじめ、国の支援策等も積極的に活用しながら、後継者の確保を進めております。こうした取り組みを今後も継続していくとともに、「将来にわたって地域の農地を誰が担っていくのか」「誰に農地を集積・集約化していくのか」を地域の農業者自らで決めていただく「人・農地プラン」の実質化へ向けた取り組みについて支援してまいりたいと考えております。

これまでも矢山議員からは家族農業についてどう町が取り組むのかという、再三ご質問もいただいております。やはり米も下がる中、なかなか園芸作物への転換もできない農家もたくさんあるかと思います。米につきましてはやはり今年もやや不良という地域がかなりあるようでもございます。米価を上げるというよりもですね、いい米をですね、高く買っていただける、そんな仕組みづくりも必要なかと思っております。世羅の米のファンづくりもですね、しっかり取り組む中でそういった小規模農家等がしっかり今後も継続して営農活動ができるように、町としても何らかの支援策は必要と考えているところでございます。

○4番（矢山 武） 議長。

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） いくら下がっても関係ないというような感じに私は受け止めたんですが、1000円、1俵あたり1000円くらい下がるのではないかと、1袋では500円ですが、こういう状況の中で繰り返し家族農業を守る取り

組みを求めてきたところではありますが、相変わらず経営規模を拡大をして展望を拓くんだという考えでずっとやってきておられますが、本当にこれで未来が拓かれる、集落を守っていけるというようにお考えなのか。

町長先ほど最後頃に答えられましたがね、莫大な金を家族農業へつぎ込めというようなことを言おうとは思いませんがね、法人とか、担い手よりは少ないにしてもですね、一定の支援をして、厳しい農業を応援をしていくという姿勢を町として示すべきであるということでこの同じような、今回初めてというわけじゃないんですが、質問を続けております。

一方ではいくら米が余っても輸入だけはどんどん今までと変わらないように輸入をしていく。こういう中で、町長は余れば価格は下がっても仕方がないというような、こういう考え方に私は思うんですが、ここら辺は町長の考え、是非お答えいただきたいと。

○町長（奥田正和） 議長。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） 米が余って安くなるのを放任しているわけではございません。政策といたしまして、多収量米の作付をされることもあります。これはあくまでもそういった契約によるものと考えております。そういった契約で、実際需要がなく、米余りが起きたというような今年の現象もございます。世羅としてはですね、やはり恵まれた気候、そして耕畜連携、さまざまな施策を持ちながら、それぞれの農家がですね、やはり良い米を作っていただくことが必要と考えてございます。確かにこの後出てきます鳥獣被害、また天候被害、さまざまなことがですね、近年多く発生している中で、かなりそれぞれの営農活動はたいへんでございます。しかしせっかく作ったお米なり、農産物はですね、やはり世羅の産品として喜んでいただく。そういった施策と兼ね合わせてですね、小規模であってもやはりそれだけの所得が入ってくるような仕組みづくりは必要だと考えております。やはり投資をしていくというか、守っていく農業と併せてですね、今後の展開をどうしていけるのかというところを含めた町の支援策が必要と考えております。

○4番（矢山 武） 議長。

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） 全く納得できないんですが、受給率が37%に下がるという状況の中で、輸出する農業なんかも自民党繰り返し言っておりますが、これで外国へ農産物を売って農業を守るということには私はならないというように思います。

2点目、最後の問題に移らせていただきます。

イノシシ、シカ等の頭数の増加が正確に数えておるわけじゃないんですが、山田やなんかでも前は夕方になって時々見るという感じが、今は田んぼ行っても、人間に慣れとるんか知りませんが、何もんがそこにおるんかのいう感じで、大きな声を出せば駆けて逃げますが、そういう状況の中で詳しく調査はしてありませんが、被害は今年なんかも収穫がほとんどないのではないかと、田んぼもあちこちに見られる状況にあります。件数はお答えをいただくんだと思いますが、私はもう少しきめ細かい被害の状況、そして対策ももっと強める必要があるんじゃないか。これまでの取り組みの評価はどのようにされておるのか、これらについてお尋ねします。

○産業振興課長（大原幸浩） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（大原幸浩） 2点目の「今年も山裾の田んぼなどでは、イノシシ・シカの被害が頭数の増加で増えていると思われる。被害の状況、防止対策、これまでの対応の評価はどうか。」についてでございますが、被害の状況につきましては、8月25日時点で99件の被害報告がありました。その多くがイノシシによる掘り起こし被害やシカによる食害でございます。

次に防止対策につきましては、町民の方から有害鳥獣による被害が町に報告された場合、実施隊へ連絡し現地確認をしていただいております。

実施隊は、被害確認とともに加害動物の種類特定、必要な場合は捕獲を行っております。併せて、柵などの設置の方法や改善など、被害の軽減のための助言も行っております。今年度の実施隊の出動回数は7月末時点で47回、昨年度と同じ時期の出動回数31回と比較して約1.5倍の増加でございます。

また、個別農家に対して野猪等被害防止総合対策事業を活用していただいております。今年度は、8月25日の時点で77件、2,586,738円となっております。昨年度の同じ時期で16件、502,830円の増加となっております。

次に、これまでの対応の評価についてでございますが、町民の方から寄せられる被害報告に対して、現地を確認し、侵入防止柵等の効果的な設置方法や防止対策の補助制度についての説明など、時間を空けないよう取り組んでおります。

今後も獣害被害の軽減に向け、農家の皆様を支援し、ご満足いただける評価を得るように努めてまいります。

○4番（矢山 武） 議長。

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） 1回目でも申し上げたんですが、頭数はどのような認識なのか。その他、これまでもたびたび聞いておるので答弁されていないことが多いんですが。その頭数と、こういう結果、たとえば、77件ですか、同じ時期で16件増加をしておるといようなことをどのように認識を、被害を全部調べるわけにはいかんでしょうが、おおよそこれは半作じゃなとか、1割かなというのわかるはずなんで、そこら辺は一定の状況を把握をされてですね、最後、満足いただける評価を得るように言うて、口先だけで言うたんじゃだめでしょ。効果はないと思うよ。頭数は減つとるとい認識があるなら、それを答えてください。

○産業振興課長（大原幸浩） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（大原幸浩） お答えをいたします。頭数につきましては減少しているとは認識をしておりません。捕獲数が増えているにもかかわらず、被害報告が増えているという状況でございますので、イノシシ、シカについては頭数は増えているものと認識をしております。

また取り組みにつきましても、法律に基づきまして、まずは被害を防除する。自ら柵、あるいは電気柵を使って防除していただいて、なおかつ被害があるようであれば、実施隊の方に依頼をして、捕獲をするというものでございます。

▼【矢山議員：「(聞き取れない)」】

○議長（米重典子） よろしいですか。

以上で4番 矢山 武議員の一般質問を終わります。ここで換気のために5分程度の休憩といたします。再開は3時15分です。

休 憩 15時10分

○議長（米重典子） それでは休憩を閉じて会議を再開いたします。

次に 転入数増加のための移住・定住対策は 5番 向谷伸二議員。

○5番（向谷伸二） 議長からの発言の許可をいただきましたので通告に基づき質問をいたします。

少子高齢化に伴う人口減少は全国的な課題であります。国が示した将来の人口推計では、世羅町の場合、毎年約240人減少すると示しております。

20年で約2500人が減少するというたいへん恐ろしいデータでございます。町の活性化や活力維持のためにも取り組むべき最重要課題というふうに認識しております。

そこで町は人口減少を食い止めるために第2次まち・ひと・しごと創生総合戦略において、人口減少を抑制し、長期的に人口維持を図るための方策のひとつとして「転入数の増加」を掲げています。

コロナ渦で、リモート生活や地方移住が全国的な話題になっていますが、その受け入れ先となるため、全国各自治体が移住に関するさまざまなアプローチを展開されています。

そこで本町として移住・定住に関する取り組みの現状と課題、今後の取り組みについてお伺いします。

まず1番目、移住・定住促進助成（補助）事業の成果と課題は についてお伺いします。

○町長（奥田正和） 議長。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） 向谷議員の 転入数増加のための移住・定住対策はのご質問にお答えをさせていただきます。

私からは1点目の移住・定住促進助成事業の成果と課題についてのご質問にお答えさせていただきます。

平成28年度より移住者に対しまして、新築、または空き家購入とリフォームに係る費用の一部として最大100万円まで補助する移住者住宅支援事業を行ってまいりました。

補助金交付実績としましては、平成 28 年度 4 件、平成 29 年度 6 件、平成 30 年度は 15 件、令和元年度 10 件、令和 2 年度 11 件と、空き家バンクの契約成立件数の伸びとともに増加をしてきたところでございます。若い世代の移住者獲得と若い世代の転出抑制を課題と捉え、令和 3 年度からは、若い世代に対する奨励額を厚くした他、空き家購入にかかる補助の対象者を 45 歳未満の町民に拡大するなど制度の見直しを図り事業を行っているところでございます。

人口減は、これまでなかなか食い止めることができないということで、計画は立てておりますけれども、転入という部分、転出より転入を上回る社会増のほうへ向けていくようにですね、いろんな施策を行っていきたいと思います。またいろいろといいご提案がいただければですね、そういったものも活かしてまいりたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

○ 5 番（向谷伸二） （挙手）

○ 議長（米重典子） 5 番 向谷伸二議員。

○ 5 番（向谷伸二） ただいま補助事業と共に契約成立件数が伸びているというご説明でしたが、年平均 10 件程度では伸びているとは言いがたいというふうに感じております。この数字に対して執行部としては満足しているのか。その辺の考えをお聞きしたいと思います。

○ 企画課長（道添 毅） 議長。

○ 議長（米重典子） 企画課長。

○ 企画課長（道添 毅） お答えいたします。企画課としてはですね、やはり空き家バンクという制度を通じて移住者定住者を獲得していくという取り組みを進めておるわけですが、ひとりでも多く、1 世帯でも多くという思いを持って取り組み進めているところでございます。件数的にはですね、まだまだ伸びしろはある。もう少し伸ばしたい、そのような思いを持って取り組んでおりますので、なかなかこの昨今、昨年度、今年度と新型コロナウイルス感染拡大ということで直接こちらに来てですね、相談なり現地を見るというところの取り組みがなかなか十分できないという状況ではございますが、これからはしっかりと空き家バンク事業進めてまいりたいと考えております。

○ 5 番（向谷伸二） （挙手）

○ 議長（米重典子） 5 番 向谷伸二議員。

○5番（向谷伸二） 最近の新聞記事で江田島市が新しいポータルサイトの立ち上げで4月から7月の3か月間、売買賃貸契約が約10件伸びたと掲載されております。3か月で10件ですから、年平均で言いますと40件ベース、これは賃貸も入っておりますけど、40件ベースということで、やり方によっては大きく伸ばせるよい例ではないかなというふうに見させていただきました。人口減少を食い止めるためには更なる底上げが必要だというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○企画課長（道添 毅） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（道添 毅） お答えいたします。先ほどちょっと空き家バンクについて答弁申し上げたんですが、移住者住宅支援事業につきましては新築も対象としておりますので、新築というところも含めてですね、しっかり取り組みを進めてまいりたいと考えております。

そうした先ほど議員のほうからご紹介のあったところもございますけれども、先進事例と言いますか、世羅町でもそうした取り組みができるというものがあればですね、しっかりそれを参考に取り組みの強化を図ってまいりたいと考えております。

特に空き家バンクで言いますと、やはり相談のところですね、ここがやはりひとつ重要なところになります。こちらへ移住等された方ですね、お話しをする機会があるんですが、やはり相談員が非常に親身になって相談してくれたというところが、かなりポイントとして高いというところも得ておりますので、やはり相談対応、丁寧であり、そして親身になった相談、こうしたところをですね、これからも心がけながら取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○5番（向谷伸二） （挙手）

○議長（米重典子） 5番 向谷伸二議員。

○5番（向谷伸二） では次の（2）にいけます。移住情報発信事業の成果と課題についてお伺いいたします。

○企画課長（道添 毅） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（道添 毅） 2点目の「移住情報発信事業の成果は」のご質問にお

答えいたします。

空き家バンクをはじめとする移住及び定住に関する相談は、ワンストップ窓口として、定住支援員を中心に相談者のニーズに沿ったきめ細かい相談体制の構築に努めており、コロナ禍になるまでの令和元年度までは新規相談件数が大きく伸びてきたところでございます。

令和2年度におきましては、新規相談件数は減ったものの、空き家バンクでは前年度の令和元年度実績11件を上回る13件の契約が成立しております。また、ネット発信リニューアル効果についてですが、移住・定住の新規相談者の多くは移住定住専用サイト「世羅の暮らし手」の空き家バンク情報や移住情報を見て相談に来られることから、従前のホームページよりも移住定住専用サイトがわかりやすくレイアウトされておりますので、今後その効果が発揮されることを期待するとともに、サイトの充実に努めてまいりたいと考えております。

○5番（向谷伸二）（挙手）

○議長（米重典子）5番 向谷伸二議員。

○5番（向谷伸二）ワンストップ窓口として定住支援員を中心にニーズに沿ったきめ細かい相談体制の構築をされているというご説明でした、移住定住の窓口ですからたいへん重要な役割だと思いますが、従来の問題点と改善された点について教えてください。

○企画課長（道添 毅）議長。

○議長（米重典子）企画課長。

○企画課長（道添 毅）お答えいたします。すぐに問題点というところは思い当たらないんですけれども、定住支援員、それから地域おこし協力隊員のですね、2人が主に定住に関する相談等の対応を行っております。その中でしっかり2人でですね、情報を共有しながらお互いどちらかが不在になったときに来られてもですね、そうしたところの情報がきちっと把握した上で、先ほど申し上げましたような丁寧な相談等できるような体制を構築しております。加えて係長含めた定期的な打ち合わせ等も行っておりますので、誰が残っておってもですね、相談業務に支障がないように努めているところでございます。

従来からの問題点というところがどうも思い当たらないんですが、今後ともしっかり丁寧な相談を心掛けてまいりたいと考えております。

○5番（向谷伸二） はい。

○議長（米重典子） 5番 向谷伸二議員。

○5番（向谷伸二） 窓口ということでたいへん重要な、世羅町の窓口ということになりますので、課題とか、問題とか、反対に良かった点、評価された点とか、そういったところを課全体あるいは町全体で共有、認識をされてですね、同じ対応ができるような形に持っていかないと、こっちは良かったが、こっちはだめだというのではやっぱりだめだと思うので、共通の認識を持てるような体制に持って行っていただけたらというふうに思います。

次に、移住定住専用サイト世羅の暮らし手がリニューアルされ、よりわかりやすくなったとの説明でした。自然の豊かさ、人と人との触れ合い、野菜・果物・ワイン等の特産品等の紹介、そして移住者様の直接コメントなど世羅の良さをしっかりアピールされていると思います。たとえば定年後の移住を検討されている方ならば良さは伝わるとは思います。町として課題にも挙げている若い世代の移住に関してはどうでしょうか。たとえば仕事情報であるとか、生活圏の情報であるとか、少し不足しているように感じるのですがその点はどうでしょうか。

○企画課長（道添 毅） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（道添 毅） お答えいたします。仕事の情報なり、生活情報、その辺のほうはサイトを通じた発信が少し弱いのではないかとご指摘でございます。そうですね、仕事の情報というところはなかなかサイトを通じた発信というのはできてはおりません。ハローワーク等の情報についてはですね、本庁舎のロビー等に配架しておりますけれども、その辺の情報発信というものは何かもう少し改善できる点がないかどうかというものはしっかり検証、検討してまいりたいというふうに考えております。この辺につきましては、雇用等の担当部署、商工観光課等ともですね、しっかり連携をして進めてまいりたいと考えております。

生活情報等につきましては、なかなかこれをですね、ひとつのサイトで発信するというものはむずかしい部分がございます。やはりこういったところをですね、先ほど申し上げた相談員というところがその人の立場になってですね、親

身になって具体的な相談、知りたいこと等的確に答えていく。やはりこういったところが重要ではないかというふうに考えております。そうしたひとつひとつの取り組みがですね、移住相談者の移住しようという1歩を踏み出すところにつながるのではないかと、そのように考えております。

○5番（向谷伸二）（挙手）

○議長（米重典子）5番 向谷伸二議員。

○5番（向谷伸二）若者の移住定住を後押しするのであれば、そこで生活できるのかと。移住であれば。生活できないと移住することもできませんから。そういった不安というのはたいへん大きな部分であろうと推測できます。たとえばサイト内の働くというところをいくとですね、起業であるとか、創業であるとか、就農であるとか、そういったことを後押ししますよと。そういった独立経営的な支援のことは掲載されていますが、遠く離れた場所からこの地を選んでいただくのに、どんな仕事があるんだろうか、そういった情報がないわけですよ。勿論、先ほどハローワークということを言われましたけども、求職活動というんじゃないんですね、私が言いたいのは。たとえば移住を考えられている方がたとえば看護師さんだったと。たとえばここにはどういう病院があるとか。病院ではこれだけ病院がありますよ。たとえば介護士さんだったらこれだけ福祉施設がありますよと。そういう紹介。あるいは農業に興味がある方だったら農業法人、たくさんありますよね、世羅に。それから野菜農園もありますし、あと果樹園の生産組合あります。工場だったら、こういう工場がありますよと。要は企業様の連携というか、了解もいるんでしょうけど、どうやってそこを紹介というか、こういったことがありますよと。それでたとえば企業様が連携してくださるのであれば、そこへ飛ばすということもできるのかもしれないし、要は、奥さんは私はこういう資格持っているからそこで働けるよねと。旦那さんだったら、ちょっと農業に興味があるからこういったところへ行ってみようかなとか。それがたとえばサイトの中にあるのであれば、非常に検討しやすいとか、考えやすいということも、ひとつにあるのではないかなと。あるいはたとえば近郊に1時間以内であればこういう都市圏がありますと。そういう都市圏には就職も、たとえば通勤ができますよと。自動車ですけど。そういったことも情報として挙げる。検討材料になるのではないかなというふう

に思います。

生活圏情報としては、学校とか、病院とか、官公庁とか、買い物情報とか、行楽施設であるとか、そういったことをさっきも病院がありましたけど、どういったところがあるのかなというような紹介をされれば選びやすいのかなというふうに考えます。

○企画課長（道添 毅） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（道添 毅） いろいろなご提案、ご指摘ありがとうございます。今、ご指摘等のあった案件につきましては、基本的には先ほど申しあげました相談員とのやりとりの中でより世羅という町を知っていただくという取り組みを行っているところでございます。ただ、おっしゃったように、要は相談前の段階で、ただサイトを見るというところでどれだけ世羅というものをご理解いただけるか。そして仕事等に関する情報を入手していただけるかというところは、やはり改善の余地があるのではないかというふうに私も受けとめております。先ほど来、さまざまなご提案等いただきましたこと含めてですね、より効果的な情報発信、サイトの充実に努めてまいりたいと考えております。

○5番（向谷伸二） （挙手）

○議長（米重典子） 5番 向谷伸二議員。

○5番（向谷伸二） やはりサイト、興味のある方はいろんなところのサイトを見られていると思うんで、そこで深堀りされるか、よそへ行くか。そこが分かれ目だと思うんですよ。そこをより引き込めるような形に持っていかれたらよろしいのではないかなというふうに感じました。

3番目に行ってもいいですか。

○議長（米重典子） はい。

○5番（向谷伸二） 空き家バンクの現状と課題、及び今後の取り組みについてお伺いいたします。

○議長（米重典子） ア、イ、ウ、エ、オ、全部言われますか。

○5番（向谷伸二） 全部で、まとめて結構なので、全部でお願いします。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（道添 毅） 3点目の空き家バンクの現状と課題、及び今後の取

り組みはのご質問にお答えいたします。

「(ア) 空き家バンク事業の現状と課題」についてでございますが、制度の周知と登録促進を図ってきたことにより新規物件登録は増えてきましたが、同様に空き家購入希望の相談も増えており、希望される空き家物件の条件もさまざまであることから、継続的な空き家物件の掘り起こしと空き家バンクへの登録促進が課題だと考えております。

そうした課題を受け、「(イ) 空き家バンク登録を増加させる方策は」についてでございますが、制度の周知を一層強化することが有効であり、ホームページや広報紙への掲載に加え、引き続き、自治センターとの連携により細やかな制度の周知や地域情報の共有を図ってまいりたいと考えております。

続いて、「(ウ) 利用登録者数を増加させる方策は」についてでございますが、ホームページ等の情報発信の効果により、利用登録者は例年多い状況ではありますが、利用登録者を一層増加させるためには、空き家バンクへの物件登録数を増やすことが重要と考えております。

また、「(エ) 空き家の移住以外の活用は」についてでございますが、空き家バンクは現制度では、一定の面積以下の店舗や事務所の併設も含め、移住・定住していただくことを要件としております。空き家購入希望の相談が多い状況であることから、今後も、移住・定住のための空き家として、希望者にご購入いただけるよう努めてまいりたいと考えております。

○5番(向谷伸二) (挙手)

○議長(米重典子) 5番 向谷伸二議員。

○5番(向谷伸二) ここからは私のほうもアからエをまとめた形で質問させていただきますのでよろしくお願いいたします。まず新規物件登録等購入希望者は一定程度伸びているが、幅広いニーズに応えるためには、更なる空き家物件の掘り起こしと物件登録促進が課題であるとの説明でございました。確かに現状の成立件数を倍、3倍というふうにも更に伸ばすためには更なる物件の発掘が最重要課題と思います。では、物件掘り起こしに関する対策はお考えでしょうか。

○企画課長(道添 毅) 議長。

○議長(米重典子) 企画課長。

○企画課長(道添 毅) これにつきましては、先ほどの答弁とも少し重なって

まいりますけれども、ホームページ、広報紙への掲載、そして自治センターとの連携ということが重要と考えております。定住相談員、それから地域おこし協力隊の2人が中心にということをお願いしましたけれども、各自治センターのほう訪問してですね、その地域の空き家、活用が見込まれる空き家等についていろいろ意見交換も行っております。その中でこういう物件があるんじゃないのかというような情報をもとにですね、そうした物件登録というところが可能かどうかということも、ひとつずつ丁寧に取り組みをしている状況でございます。

その他にもいろいろ考えられる方法というのはあるとは思いますが、しっかり研究してですね、効果的な情報発信、物件登録につながる情報発信につなげてまいりたいと考えております。

○5番（向谷伸二）（挙手）

○議長（米重典子）5番 向谷伸二議員。

○5番（向谷伸二）ひとつお伺いしてもいいですか。登録相談ですが、登録相談、持ち主が生前に相談される場合と持ち主が亡くなられた後で親族の方が相談に来られるケースではどちらが多いのでしょうか。

○企画課長（道添 毅）議長。

○議長（米重典子）企画課長。

○企画課長（道添 毅）亡くなられた後、親族の方が相談に来られるほうが圧倒的に多いです。

○5番（向谷伸二）（挙手）

○議長（米重典子）5番 向谷伸二議員。

○5番（向谷伸二）たぶんそうではないかなというふうに考えておりましたが、後からだということになると、家の整理もたいへんですし、遠距離で手続き等にも躊躇される。なかなか相談自体に来られることがむずかしいのではないかなというふうに思います。

なぜこのような質問させていただくかということ、持ち主の方が生前に、事前に登録相談が進んでいけば物件登録が増えるのではないかという考えのもとにお聞きいたしました。

ということは、以前、何年前か知りませんが、自治センターを通じてか、終活のような形の相談会だったのか、何か知りません。わかりませんが私は。

何かそういうのをやられたというのをちらっと聞いたことがあります。人生 100 年時代と言いますが、必ずどなたでも終わりは来るわけで、高齢者夫婦やひとり暮らしの方は相談するところもなく、将来に不安を抱いておられる方もたくさんおられるのではないかというふうに思いますが。現有資産である家や田畑をこの先どう活用するか、またはどう処分するかといったことも悩んでおられるのではないかなというふうに思います。先ほど同僚議員からも相続に関する問題提起はなされましたが、そういったことも含めて、いわゆる相談会等をですね、開催して計画的な資産運用を行っていただく。そういう機会を設けていただいて、結果的にそれが物件登録、掘り起こしにつながるのではないかと。あるいはたとえばそういった計画的な考えを持ってやられていればここは直しておこうとか、こうしておこうとか、より基準をクリアするために、整理もできるだろうし、そういった気持ちで家の管理もされるという可能性は十分あると思います。そういったことを検討するというか、お考えはどうでしょうか。

○企画課長（道添 毅） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（道添 毅） そうしたひとつの方法についてもですね、しっかり受け止めて検討させていただきたいと思います。先ほど終活の話がございましたけれども、その説明会というか、相談会のときにもですね、空き家バンクという制度がありますよというのもひとつこまとして入れていただいて説明してきた経緯もございます。

昨年度はできてはいなかったんですが、一昨年度まで終活の相談会、説明会的なものをですね、各地区で要望があったところへ講師の方が出向いてそうした話をしておりました。今後もですね、そういう終活の場を活用してというのもありますけれども、議員今、ご提案ございましたような、そういう物件登録、空き家バンクに特化したそうした相談会等設けるほうが有効かどうか、そういったところも含めてですね、検討する中で物件登録の増というものをつなげてまいりたいと思います。

○5 番（向谷伸二） 議長。

○議長（米重典子） 5 番 向谷伸二議員。

○5 番（向谷伸二） たぶん町として、行政として踏み込める部分と踏み込めな

い部分とか、やっぱりあるとは思うんですよ。ただ町として、全体として町民の方の資産をどう有効活用するか、どう運用していくか。そういったことも行政が主導として、行政主導としてやっていかないと耕作放棄地にもしてもそうですけど、空き家もしかり、要するに手を打たないと、もう下っていただけですよ。やはりただそれを全部行政側がするというのではなくて、そこに何かクッション、管理者入れるとか、業者を入れるとか、それはちょっとわかりませんが、行政ができない部分はどっかを探すなり考えるなり、そういったことをしてでも、全体の方向性は町が主導していくというか、導いていくというか、それくらい動いていかないとむずかしいと思うんです。個々の判断に任せるとするのは、もう無理ですよ。量的にも無理ですから。その辺は考えていかれたほうがいいのではないかなというふうに思います。

次に、空き家として放置してある物件がありますよね。放置というか、相談もなく、もう誰も住んでおらないとか、そういったことに対してアプローチは何かされているんでしょうか。

○企画課長（道添 毅） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（道添 毅） お答えいたします。空き家バンク制度というものはやはり行政が主体的に動かしていく、そういう制度でございます。最終的には所有者、それから購入希望者との交渉によって決まるわけではございますけれども、そこをやはりしっかり町がですね、空き家バンク制度を運用している責任者としてですね、しっかりその制度そのものの信頼性というものをしっかりご理解いただける中でそうした交渉も前に進んで行くというふうに考えておりますので、空き家バンク制度そのものの適正な運用という点につきましてはしっかり行政が主体的に関わってまいりたいというふうに考えております。

それから放置と言いますか、特に空き家バンクにも登録されていないそのままの空き家という物件でございますけれども、なかなかこれはむずかしい、正直むずかしい課題だと思います。先ほど自治センター等お伺してというようなことも申しあげましたけれども、まさにそうしたまだ空き家バンクへ登録すれば十分利活用可能という物件をですね、いかに早く把握するかという取り組みをですね、やはり我々だけで町内全部の空き家を把握するというのはなかなかむず

かしい部分がありますので、やはり地域の方の力を借りながらそういう物件を早期に把握をする。あとそこから先の取り組みの中で空き家バンクに登録していただければですね、次の展開も見込めるんですけども、今朝、田原議員のほうから質問にもございましたけれども、相続等で断念なり、保留となっているような件とかですね、それぞれ個々の事情があって、なかなか進まないところもあります。そういう中でもひとつでも多くですね、そうした物件登録なりが進んでいくようしっかり取り組んでまいりたいと考えております。

○5番（向谷伸二）（挙手）

○議長（米重典子）5番 向谷伸二議員。

○5番（向谷伸二）さまざまなケースがあって、一概には言えませんが、遠方で親族の方がおられて固定資産税を払っているよと言われるような方に対して、できるだけ早い段階で空き家バンク登録制度というのがあるということでの周知であるなり、そういったことをすることでご親族の方が検討をはじめるとか、そういった形での掘り起しができるのではないかなという意味での先ほどの質問です。

○税務課長（藤井博美）議長。

○議長（米重典子）税務課長。

○税務課長（藤井博美）お答えいたします。税務課におきましては以前、5年間ほど固定資産税の納税通知書に空き家バンクの周知のちらしを同封したことがございます。5年間程度入れて、長いか短いかというところはあるんですけども、一定程度の周知は図れたものと認識しております。現在は体制の問題もございまして、封入ということにはなっておりませんが、窓口におきましてそれこそ納税管理人の届け出であるとか、申請手続きの際に、空き家バンクのちらしとか、パンフレット、リーフレットの配布などはできると思いますので、検討してまいりたいと思います。

○5番（向谷伸二）（挙手）

○議長（米重典子）5番 向谷伸二議員。

○5番（向谷伸二）是非よろしく願いいたします。

では次に、空き家バンクへの登録促進策としては何かお考えでしょうか。

○企画課長（道添 毅）議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（道添 毅） お答えいたします。現在もあるんですけれども、空き家バンクの登録促進事業補助金ということで、空き家バンクへ登録していただく際にですね、やはり家財等処分していただく必要がございます。そうしたことにかかる経費に対して補助金を交付をしております。これにつきましても従来5万円が上限であったものを10万円に引き上げを行っております。そういう中で物件登録の促進につながればと考えているところでございます。

○5番（向谷伸二） （挙手）

○議長（米重典子） 5番 向谷伸二議員。

○5番（向谷伸二） 令和2年度までの3年間で空き家登録相談件数が201件ありました。実際の登録件数は68件でした。133件が登録からはずれていますが、原因はわかりますか。

○企画課長（道添 毅） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（道添 毅） お答えいたします。原因はですね、さまざまです。先ほどの相続等の問題もあればですね、なかなかそこまで親族の方でいろいろ協議したけどなかなか踏みきれない。要は仏壇とかそういったものがある中でなかなか踏み切れない。ほんとにこれはさまざまございまして、町としてはですね、そうしたところをいろんな制度等、先ほど申し上げた補助金等丁寧に説明する中でですね、そうした取り組みが1歩でも前に進むようにと、そのように考えているところでございます。

○5番（向谷伸二） （挙手）

○議長（米重典子） 5番 向谷伸二議員。

○5番（向谷伸二） 登録条件とかいうのは一般公開はされているんでしょうか、それともされてないんでしょうか。

○企画課長（道添 毅） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（道添 毅） お答えいたします。登録条件という決まった条件というものはございません。ただ、そういう物件登録するということになればですね、定住の相談員等が現地のほうへ出向いてですね、現有物件、空き家物件をいろい

ろ確認する中で実際にこれは空き家バンクへ登録して情報発信して有効活用が図れる物件かどうか、そういったところを審査と言いますか、判断をさせていただくということではございます。あまりにも老朽化なり、傷みが激しい物件についてはですね、ご遠慮いただくこともあったと、そういうことでございます。

○5番（向谷伸二） （挙手）

○議長（米重典子） 5番 向谷伸二議員。

○5番（向谷伸二） はい、わかりました。さまざまということですね。

次に、利用者の登録者数を増やす、利用者の方策についてお聞きしたいんですが、ホームページ等の情報発信等物件登録の増加という事を挙げられておられました。専用サイトの空き家物件を探すのページに物件が表示してあります。現在、あそこに26件くらいあったと思うんですが、あれがすべてなのかどうか私はわからないんですけど、内容は家屋の写真1枚と文字による物件詳細情報のみでした。私のクリックの仕方が悪かったのか、よくわかりませんが、それだけが出てきたように思います。

江田島市の例で言いますと、360度カメラでのVR撮影をされておりまして、それをみることできるということで、そういったこともたいへん好評だというふうに記事では書かれておりました。本町の今のページでは室内写真もありませんし、家から見える風景写真であるとか、そういったこともありませんでしたし、住所としては記載があっても、たとえばその住所が世羅町の中のどの位置なのか。要するに中心エリアから離れているのか、近いのか、そういったこともわかりませんよね。だからそういった情報もないと。遠方の方にとっては、先ほどのサイトの話しでも出しましたが、このサイトが情報源であって、目に見える唯一のものなんですよね、あそこが。たとえばサイト内の注意点というところがあるんですけども、内見を希望される方は交渉希望者としてエントリーしてくださいというふうに書いてあるんです。見たければ登録しなさいというふうに書いてあるんですけど、やはり現地に行かなくても、内容がわかるというのがサイト。ある程度、そういうことが必要だと思うんですよ。そういうことであれば、情報を得ることができないようなサイトでは意味がない。そういった、更なるそういった情報提供の見直しをされてみてはどうかというふうに思いますが、どうでしょうか。

○企画課長（道添 毅） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（道添 毅） お答えいたします。世羅の暮らし手のほうをご覧になられたんですかね。世羅町のホームページに世羅の暮らし手というサイトへ誘導するように、そういう配置に今、なっているんですが、そちらのサイトのほうへ移行していただくと空き家バンク登録物件についてですね、ある程度、VRで360度ということにはなりませんけれども、ある程度の視覚的情報と、おおよその物件の所在場所というものは確認していただけるようにしております。ホームページのほうのサイトはそこまでは見ることができないということにはなっております。場所についてはですね、やはり家の防犯上の問題等もございまして、あまり正確な位置を発信するのはいかななものかというようなところで、おおよその場所というところに限定をさせていただいております。その後、詳細な場所、あるいは物件の詳細情報というものが知りたいという希望があれば、そこは利用登録をお願いしている状況でございます。

江田島市の取り組みというものもご紹介いただきました。デジタル化の取り組みと併せてですね、より効果的な情報発信の在り方として考えられることというのは十分あると思っておりますので、しっかりその辺は検討してまいりたいと考えております。

○5番（向谷伸二） （挙手）

○議長（米重典子） 5番 向谷伸二議員。

○5番（向谷伸二） 次の質問に行きます。空き家活用は移住定住の売買のみというふうにされておりますが、売買だけでなく、賃貸契約の復活を検討してみたいかでしょうか。

○企画課長（道添 毅） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（道添 毅） お答えいたします。これはですね、非常にむずかしい問題がありまして、以前は確かに賃貸物件も紹介をしておったんですけども、トラブルというものが結構発生をしておりまして、こういったトラブルを生じさせないというところでいろいろ検討した結果、売買というところに絞らせていただいている状況でございます。

ただ話し、利用登録をして、具体的に所有者と話しをする中でですね、そうした賃貸として云々ということになった場合は、これは空き家バンクというところからは少しはずさせてはいただくんですけれども、それは相対の話の中でそうした交渉というものは行ってもらえるようにはしております。ただ空き家バンク制度としてそれをやっていくということになると売買のみに限定をさせていただいているという状況でございます。

○5番（向谷伸二）（挙手）

○議長（米重典子）5番 向谷伸二議員。

○5番（向谷伸二）トラブルというのは具体的な発言はむずかしいトラブルですか？

▼【企画課長：「そうです」】

そうですか。なんで今の賃貸復活と言ったかと言いますと、たとえば掲載されている物件、登録物件を見て見ますとさまざまな物件がありますが、主としては築50年ぐらいで500万というようなものが多くみられました。たとえば定年退職後に第2の人生設計における出費としたら、それは問題なく買ってみようということはあると思いますけど、あくまでも私、今日は若い人の、若い世代の転入ということに焦点を当てていますので、そういう目でみると、売買代金500万というのはどうだと。むずかしいだろうと。勿論安いのもありますけど、一番多かったのがその程度だった。まして築50年ですから、修繕要項も入ってたりしますから、更に追加があると。そういった形でその費用を出すということ自体非常にむずかしいのではなかろうかと。ということで、賃貸ということをやったり復活させるべきではないかなというふうなご提案をさせていただいたんです。たとえばこれ車のローンに似ているかもしれませんが、10年賃貸でたとえば月4万円、年48万ですか。10年賃貸だったら480万、大体物件の相場に見合う。たとえば10年後無償譲渡と。これができるかどうか私はわかりませんが、することで完全にその人の持ち物となる。持ち主には約500万、10年ではありませんけども、入ってくるというような形。たとえば4万が高いと思われたら、たとえば今の補助制度、移住の補助の分をそっちに出さずに、家賃補助というような形で3年間みてあげますよというような形でも年1万出しても、36万くらいで済みますから。これがいいとか悪いとかいう話をしているわけではなくて、

方法は考えたらまだあるんじゃないですかっていう意味合いです。若い人がどうやったら売買であれ、こちらに移住してきてもらえるかということをもっともう少し深掘りして、方法は何かないかというような形で検討していただければなというふうに思って提案させてもらいました。

○企画課長（道添 毅） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（道添 毅） お答えいたします。提案についてはしっかり受け止めさせていただきたいと思えます。ちなみに相談件数なんですけれども、平成 31 年の令和元年度にはじめて 200 件を超えるというような相談状況になりました。令和 2 年度におきましてはコロナ禍の状況の中で半減という状況になりましたけれども、今年度 8 月 31 日時点ではございますが、約 80 件という相談という状況になっておりますので、やっぱり一定程度はですね、そうした定住をご検討いただく層というものはしっかりいらっしゃるということがはっきりしたのではないかというふうに考えております。

利用登録者のほうもですね、令和 3 年度になって堅調に進んでおりまして、8 月 31 日現在でも 40 件弱くらいというふうに、昨年度をまちがいなく上回るであろうというような状況になっております。したがって現在、空き家バンク購入のみということにしておりますが、そういう状況の中でも利用登録が非常にこうやって伸びてきている。相談件数も伸びてきているという中ではですね、現行制度をいかに着実に進めていくかというところがまずは注力すべきところではないかというふうには考えております。その上で議員ご提案いただいた部分についてより若者の移住定住につながる、あるいは空き家の有効活用につながる方策があるのかどうか、そうしたところはしっかり検討をしてみたい、そのように考えております。

○5 番（向谷伸二） （挙手）

○議長（米重典子） 5 番 向谷伸二議員。

○5 番（向谷伸二） では 4 番目の質問に入ります。U ターン移住・定住の支援策についてお伺いいたします。

○企画課長（道添 毅） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（道添 毅） 4点目の「Uターン移住・定住の支援策は」のご質問にお答えいたします。

Uターン者も含め、世帯員全員が5年以上町外に住所を有していた方は移住者等住宅支援事業の対象としている他、今年度の新規事業であります若年者遠距離通勤助成事業などにより若年者のUターンの促進を図ってまいりたいと考えているところでございます。

いずれにしましても、第2次まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる事業を推進していくことが、転入数の増加等、人口減少抑制につながっていくと考えていますので、着実に取り組みを進めてまいり所存でございます。

○5番（向谷伸二）（挙手）

○議長（米重典子） 5番 向谷伸二議員。

○5番（向谷伸二） 移住者の推進も大切ですが、よくよく考えてみると、世羅出身で今現在町外で生活されておられる方が最も世羅を良く知って、最も世羅を愛していただいている方だと思います。高齢の親族を残されて出ておられる方ならなおさらではないでしょうか。移住定住に最も身近で最も人数が多いのが町内出身者ではないかというふうに考えます。そういった方々に対するアプローチや支援策が少ないというふうに考えますがいかがでしょうか。

○企画課長（道添 毅） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（道添 毅） お答えいたします。支援策につきましては、移住者等住宅支援事業補助金、これがですね5年以上町外のほうへ出られた方が、こちらのほうへ居を移すという世帯全員ということになりますけども、そうした場合は最大100万円というような上限設定の中で支援を行っているという状況でございます。アプローチ、直接的なアプローチというのはなかなかむずかしいんですけども、やはりその辺がいかにかそうした方々に響く情報発信ができるかどうかということにつながってくるんだらうと思います。今、企画課として考えておるのは、先ほどの質問の答弁させていただきましたけれども、YouTubeという動画ですね、こうしたところで移住定住というところにつながるような発信もしてまいりたいと考えております。現在、世羅の暮らし手の中にも動画というものは、移住されてきた方の目線です、実際にどうだったか

というようところが少し知っていただけるような動画も配置をしておりますけれども、より幅広くそうした世羅への移住というものを考えていただけるような、そういうきっかけづくりになるような動画、あるいはそれ以外の情報発信、そうしたところにですね、しっかり注力してまいりたいと考えております。

○5番（向谷伸二）（挙手）

○議長（米重典子）5番 向谷伸二議員。

○5番（向谷伸二）たいへんむずかしい問題だとは私も認識はしておりますが、Uターン者、Uターンして帰っていただける人が増えることで着実に地域に活力が戻ります。まちがいなく。まして子育て世代で帰っていただけたらなおさらです。ただUターンにはリスクも伴うと。家族のため、仕事をやめて帰られた方も多くおられると思います。そういった方のUターン後の声を聞かれる機会もないとは思いますが、さまざまな困難に直面されている方もおられるのではないかというふうに思います。Uターンした方を支援するというところで、人が人を呼ぶというような、そんな連鎖が起こるような町、活性化された町に是非していただきたいということで、Uターンの促進だけでなく、Uターン後のフォローも併せて行うような支援策も考えていただければ、世羅の町が活性化するのではないかというふうに思っております。私の質問は以上で終わります。

○企画課長（道添 毅）議長。

○議長（米重典子）企画課長。

○企画課長（道添 毅）さまざまご提案をいただき本当にありがとうございます。Uターン者だけということではないんですけども、町外から移住された方、そういう移住者の方で作っている「Inet 世羅」という任意の団体がございます。移住者で構成された団体なんですけど、その中でいろいろ交流を深めていただくというようところが設けております。そこへ企画のほうも出向いてですね、しっかり移住者の目線での気づき、意見というものも取り入れながら、どういった施策というものがそうした移住のきっかけになるのか。移住者の心を打つ施策というものはどういうものかというものの参考にさせていただいているところでございます。

Uターンの移住定住というところも大変重要なんですけれども、やはり転入促進をどう図るのか、そしてまた転出の抑制をどう図っていくのか。この2つ、これは両輪として非常に重要なこと、ポイントになろうと思います。最終的な社会増減の社会増というところをですね、めざす中で人口減少の抑制に向けた取り組みというものをしっかり進めてまいりたいと考えております。

○町長（奥田正和） 議長。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） いろいろご提案をありがとうございました。議員申されました最後の（4）の部分、Uターンへのそういった支援も必要なのではないかとということです。確かにI netとありますが、本来であればYou netがあってもいいのかなと思います。昔であれば青年会とか青年団とか、そういった組織あってですね、温かく受け入れていろんな活動あったわけですけれども、現状ではなかなかない場合もあります。ただ同級生であったり、地元のそういった昔一緒に学んだ、遊んだ仲間がですね、やはりおって、いろんな相談ごとへのったりですね、いろいろな話ができる所があるのはいいことだと思います。Uターンで結婚して帰って来ていただければIターンも一緒に帰って来ていただける訳です。ということですね、やはり愛のあるUターンということばですね、しっかり進めていければと思います。よろしく願いいたします。

○議長（米重典子） 以上で 5番 向谷伸二議員の一般質問を終わります。

本日は、これで「延会」したいと思います。

これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声]

ご異議なしと認めます。

したがって本日はこれで延会することに決定いたしました。本日はこれで延会いたします。

次回の本会議は、9月7日 午前9時から「開会」いたしますので、ご参集願います。

（起立・礼）

延 会 16時18分